
平成28年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第4日)

平成28年12月8日 (木曜日)

議事日程 (第4号)

平成28年12月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (14名)

1番 小林 和政君	2番 宗 晶子君
3番 宮下 久雄君	4番 有永 義正君
5番 信田 博見君	6番 鞆野 希昭君
7番 池亀 豊君	8番 工藤 久司君
9番 丸山 年弘君	10番 田原 宗憲君
11番 吉元 成一君	12番 塩田 文男君
13番 武道 修司君	14番 田村 兼光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長			神崎 博子君
総務課長	八野 繁博君	財政課長	元島 信一君

企画振興課長	江本 俊一君	人権課長	武道 博君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	加藤 秀隆君
福祉課長	椎野 満博君	産業課長兼農委局長	今富 義昭君
建設課長	平尾 達弥君	都市政策課長	竹本 信力君
上水道課長	加來 泰君	下水道課長	吉留梯一郎君
総合管理課長	永野 賀子君	環境課長	長部 仁志君
商工課長	野正 修司君	学校教育課長	繁永 和博君
生涯学習課長	柿本直保美君	監査事務局長	石井 紫君

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
塩田 文男	1. 町営住宅及び一般住宅の政策について	①町営住宅について、今後どのように考えているか。 ②町営住宅の現状について ③町営住宅の改修の考えはないか。 ④一般住宅整備等の考えはないか。
信田 博見	1. 子育て支援について	①子育て支援について、本気で取組めないか。
	2. 築上町の観光について	①国見山、メタセの杜等の観光整備について
丸山 年弘	1. 有害鳥獣対策について	①猪・鹿の被害が減らないが、今後の対策をどう考えているか。 ②雀の被害について、駆除の考えは。
	2. 里道の改修について	①里道の数について ②今後の管理について
	3. 農道の舗装について	①未舗装の農道について、今後の対策はどう考えているか。
池亀 豊	1. 就学援助制度について	①就学援助制度の周知徹底について ②生活扶助基準の見直しによる影響について ③文科省「児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するよう」通知について
	2. 給付型奨学金について	①給付型奨学金制度の創設等の教育条件整備について
	3. 学校給食について	①学校給食における地元産の米の利用について ②「地球上の命は循環して成り立っている」という環境教育について
	4. 子どもの医療費助成について	①地方自治体が、子どもの医療費助成を行った場合、国民健康保険の国庫負担減額調整（ペナルティ）について ②高校生世代までの医療費無料化の進捗状況について
	5. 子どもたちが安心して学べる学校について	①スクールソーシャルワーカーの配置状況について ②学力テストについて ③町内小中学校教職員の非正規率について
	6. 築城基地の戦闘機の騒音について	①態様変更に係る騒音調査について

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
小林 和政	1. 広域圏消防本部の使途不明金について	①調査委員会について、何のために誰のために何をしたか。 ②発生した事実の確認とその対応について、公共機関として適正だったか。 ③自浄機能は全く期待できないと思うが、再発防止策は。
	2. 公共工事の進め方について	①住民のニーズが、最優先の要件か。 ②指名及び入札は、住民に対して公平感、信頼感は確保できているか。 ③処分対象案件の対応について
工藤 久司	1. 企業誘致について	①日奈古グラウンドに企業が決定したが、今までの経過と今後の対応と新たな誘致活動について ②地元や使用していた団体との協議はどうなっているのか。
	2. 産業廃棄物の不法投棄について	①奈古地区に産業廃棄物の不法投棄が発見されたが、今後の対応はどうするのか。
	3. 嘱託職員等の活用について (防犯・防災)	①行橋市を震源地とした地震や今年の大雪での断水等の自然災害に対して、嘱託職員等に自衛官OB等を採用し、あらゆる防犯・防災に備える係を設置してはどうか。
	4. いじめ・不登校について	①昨年3月の議会において、不登校の児童生徒は27名と聞いたが、その後の経過と対応状況について

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（田村 兼光君） 日程第1、一般質問です。

発言は、昨日の続きの議員からとします。なお、質問は、前の質問者席から行ってください。答弁を行う者は、所属と氏名を告げて発言してください。

これより順番に発言を許します。では、6番目に、12番、塩田文男議員。塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） おはようございます。2日目ですけども、トップバッター多分初めてなんで、よろしくをお願いします。

まず、町営住宅及び一般住宅の政策についてということで、1番と2番をちょっと入れかえる形になるかと思います。御理解のほどお願いいたします。

地方創生ということで、まち・ひと・しごとという形で、今、日本中がいろんな面で力を入れて、日本強靱化計画とか一億総活躍とかという形で、本当に今の安倍政権が思い通りの政策を出しているところでもありますけども、全国の自治体で、やはりこの地方創生に向けていろんな、要するに知恵は出さないとお金は出さないとという形で、まちの生き残りを考えているところでもあります。

2年ほど前ですが、毎日新聞で、地方自治体、消滅自治体という形で築上町もその中に当てはまりましたけども、町長は、そのとき、あの記事はとんでもないと、こういうことはないと言われてましたけども、我が町も、平成もう合併して10年過ぎました。その計画の中で人口減の数値がそのまま正確に確実に減ってきてます。今から、ここ5年から10年の間に、築上町が1万5,000切るんじゃないかというようなこともささやかれている。正確にこの人口減がなっているところでもあるんで、その中で、私たち議会としても、いろんなところ、邑南町の視察に行つて、子育て支援、日本一の子育て支援を見てきたり、保育の無料化とか、また、豊後高田、これは、住みたいまちづくりで、豊後高田市にも視察に行つてまいりました。寺小屋塾などいろんなものを見てきて、今まで、やっぱり、私は行政経験がないもんですから全くわからないんですけども、ただ、予算がこれだけとれたからこういったのをつくろうと、例え話でいきますけども、どうしても父兄から言われて、上城井小学校と八津田小学校に児童館をつくった。予算がこれだけとれたからこれだけのものをつくった。例えば、蔵内邸のトイレにしても、一応予算がとれたからこれだけとれた。でも、できあがったら余りにも分不相応な金額が出て、これちょっとどう

しても金額で納得できない面が多々ありましたけど、そういうんじゃなくて、個々に合ったものが、幾ら予算が何千万、数千万とれても、うちはこれぐらいの規模を今つくればいい、このところというのは、どうしても職員が考えればできることじゃないかなといつも思うんです。無駄な、無駄なというよりも、後に無駄だとわかる、後から取り返しがつかない。だから、何を考えているのかなと、ちゃんとした計画を持っているのかなというところをいつも不安に思うんです。だから、実際にはこれぐらいの規模があればいいのに、予算がこれだけとれたからいっぱい使ってしまったみたいな、こういったのができて、ここまでは要らんやろうみたいな、だから、もう一度言いますが、ここで考えるのは誰かなと、やっぱりこれ役場の職員の方だと思うんです。これだけの規模があればできるんだと。そういうところじゃなくても、予算ありきの形でいくから、いつもおかしくなってきたような気がするわけです。

今回、町営住宅のあり方ということなんですけれども、まず、この地方創生に向けて町営住宅というわけじゃないですけども、現実全てがつながる。例えば、今、これから私たちも提案、町長提案していきますけども、子供保育の無料化とか小学校のあり方とか、いろんなものをしたときに、やはり、近隣地域と差別化をして、例えば給食費のお米代が出た。それだけじゃないんです。そういうことをやって、また、保育園とかやって、その差別化によって、またカンバックしてくる住民がおる。また、それで、住民の保護者の負担を減らす、そして、次に小学校、中学校と行く間に、やはり、住んでもらうため、そのためには町営住宅も欠かせない状況でもある。だから、全てがつながるような形で計画をしないと、ここだけやっても、商工課が何かイベントを打った、打ってこうしてした。ただ、何だ、やった、よかったねみたいな、評価的にはつながってない。

○議長（田村 兼光君） これは、議員よ、通告制ということになっちゃるけえね、なるべくなら、それに沿った早道でいったほうがいいね。

○議員（12番 塩田 文男君） 前座があるんです。もうちょっと待ってください、議長。前座がある。ちゃんと質問どおりいきますので。

○議長（田村 兼光君） そりゃいろいろやり方あるかもしれんけど。

○議員（12番 塩田 文男君） わかりました。全てがつながっていく形でこれから真剣に考えていかないと、例えば、きのうも有永議員の質問にも出てましたけど、町営住宅、じゃあ六反田こうしようとかいう、もうその空想とかじゃなくて、もう想像の世界とかはやめて、実際に、町営住宅もそういう中の一つなんだと。今現状ある町営住宅に対してどのように考えるか。もう60年、50年超えたのもあります。ですから、そういったことで、まず、質問通告どおり、これちょっと今まで長くなりましたけど、町営住宅の現状について、ちょっと担当課長のほうから一言お願いしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 竹本都市政策課長。

○都市政策課長（竹本 信力君） 都市政策課、竹本でございます。ただいまの塩田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま町営住宅の現状、管理戸数等をさきに述べたいと思います。

ただいま町営住宅は、46団地で管理戸数839戸でございます。そのうち入居者が643戸、空き家が196戸でございます。それとは別に、公共賃貸住宅として、御存知のとおり、サン・コーポ椎田、これが2棟ございます。これが管理戸数70戸でございます。40戸と30戸、2棟で70戸です。入居者が66戸、空き家が4戸と現状でございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） そこで、町長のこの時点でお尋ねしたいんですけども、要するに、今の町営住宅、現状、もうこれも町長ずっとわかっているは思うんですけども、今からこれをじゃあどうするのか、きのうみたいに、僕は町営住宅今すぐ新しい建てるとか、建てなくてはいけないとかいうわけじゃないんですけども、今あるものの整理をして、その計画と同時に、ここにこういうものを建てるのか、新しいところを建てるものがあるならば、今あるものをこういうふうな形でするからこういうふうに通営住宅になっていくというふうな考えを持たないと、今あるのはほっぽらかして、またここに建てればいいみたいな、人がいなくなったら建てようみたいなじゃなくて、今の今後の町営住宅の政策、町長はどのようにお考えなのか、実際にそれをやるのか。もう恐らく、今まで、あすこにこうできたらいいとか、売却しようとかいう話は頭の中にはあるけども、実際には、計画になってないのが現実なんで、町長のその辺の考え方をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には町営住宅というのは、公営住宅法に基づいて建てられた住宅で、公営住宅法の中には、いわゆる低所得者のための住宅というふうなことで位置づけられております。そして、また所得によって町営住宅の家賃が決まっております。一定以上超えれば入居できないというふうな形になっておるのが町営住宅という形になります。

しかし、今、課長が申したサン・コーポ椎田は、これの制限はございません。一定の賃貸住宅ということで、家賃は全て同じで、普通の民間の賃貸マンションと変わらない形態をとっておるところでございます。今後は、公営住宅法に基づく住宅が必要であれば、これは当然またつくってまいらなければなりません。しかし、現状では今空き家が出ておるということで、現在では、低所得者向けの住宅は一応余っておるという形になります。

そして、非常に老朽化しております。しかし、一応建てかえの話を、住んでいる方々に持って

いくけれども、いや、もう家賃が安いのでこっちのほうがいいという人がたくさんおられます、実際。そういう形で、後ここは整備するから移転してほしいというふうな形にはなり得ないというのが現状で、だから、基本的には、今の公営住宅、いわゆる町営住宅です。これについては、空きが出たら壊していくという方針で、これは、もう長い時間がかかります。全て更地にする。この更地にできたのが六反田住宅ということで、築城中学校の横の、これも当初、早急に販売する予定でございましたけれども、中学等々の建てかえがあって、これは、先ほど夢物語ではございませんし、これはもうちゃんとした方針が決まっております。この六反田住宅は、中学が建てかえればすぐに分譲として売り出すと。後、きのう申しましたけれども、南別府、東八田団地、これも逐次分譲できる段階になれば分譲していこうかという考え方がございます。そして、公営住宅法に基づく、調査しながら、町営住宅が必要という形になれば、今の公営住宅法のきく、町営住宅もこれはつくらなければいけないと、このように考えておるのが現状でございまして、基本的には、今ある町有地を分譲か、もしくは賃貸でという話で、私は今後の住宅政策もしていきたいと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） 町長、今言われた話なんですけども、どうしても、家賃が安いんで、ここにもうずっと、いろんな話ありましょね。もう亡くなるまでここにおりたいとか、これは、気持ちわかるんですけども、じゃあそういうもうだめ、もう出てもらうんだというわけじゃなくて、これ旧椎田町のときからそういう話なんです。だから、結果的に、今までそういう計画、六反田、決定してますと言うけど、それさえもまだわからない、ちゃんとした順を追った契約ができてないというか、だから、この町営住宅で、今低所得者向け、それは十分わかってます。その中で空きある、空きがあると言いながら、実際に、募集かけても入らない地域もあるんですけども、もう古過ぎるんです。熊本震災で3つほど部屋をとったと思うんですよ、正毛田なら正毛田に。その中でも唯一ちょっと補修したところなんですけども、それでもやっぱり現実はずぐわないう住宅になってきて、正毛田はまだいいほうですけども、ほかのところも古くなってきて、実際じゃあ入れるかと、そこ峯原もまだ修繕しないと入れないというような状況が続けている。だから、そういった今ある施設を住めるようにぴしっと整備するのがもう第一じゃないかなと思うんです。

先ほど課長が現状言ってもらいましたが、私もちょっといろいろとその書類請求して調べたんですけど、椎田地区には、24戸数、例えば峯原でいえば、1、2、3の数入れて、24戸住宅があるわけです。築城も、24戸あるわけです。場所、要するに、1、2、3とかいうのを一つの場所に例えて、場所が2、3が一緒になったところがあるので、場所でいけば、椎田の場合は15カ所、築城の場所が36カ所、戸別改善と維持管理、それと用途廃止、その中で用途廃止の

分を外して、築城が17、椎田が13、計30という形で、築城が17戸、椎田が30戸、それまた場所に置きかえたら、椎田が9カ所の築城が15カ所、24カ所になるわけです。

その用途廃止のところも、まだ現在人がいっぱい入ってます。この維持管理と戸別改善、これ要するに残していくというところが24カ所、あと40年越え、もう40年、ことし3年過ぎると60年越えもあるんですけども、61年目というのものもあるんですけど、そこはもう完全に要を足して今壊していつているところですよ。もう3年すれば、みんな50年から60年の住宅になってくるわけなんです。それをどうするか。それは、そこに入っていかないから、再度入居しないから、でも、残そうとするところ、今の新しいところからちょっと古いところまで含めて、場所24ぐらいあるんですけども、その中でも、一丁畑とか峯原第2、第3とかはまだ新しいからそんなあれじゃないけど、その中でも、絶対にここは残していこうという住宅について、その住宅は余りにも衛生的にももう非常に厳しい。空きはあるけどすぐ入れない。改修をやっぴりするべきじゃないかと思うんです。

築上町下水を整備して、別につげようとか、下水つなごうやないかとか、例えば、合併浄化槽にして水洗をやっぴりしようじゃないかとか、そういう計画をやっぴりやるべきじゃないかと思うんです。それが、今言うように、地方創生、みんないろんなことを考えてますけども、実際に入るときに部屋がない。もちろん空き家もそのときは出てくるでしょうけども、この地方創生の計画というのは、もう本当に勝ち組のまちになるか、負け組のまちになるかどちらかなんです。その手を打つのはやっぴり今と思うんです。今打つことによって、全ての流れ、ということは町営住宅もやっぴり含められてくる。

だから、町長が言うように、六反田建てようとする。それはそれで一つの考えとしてはいいんですけども、今あるものを、もう皆さん十分御存じと思うけど、余りにも衛生的にもよくない。

例えば、そのまだ第1峯原、あれは建物的にももう、外壁的にももう正直汚いです。どの部屋も、この部屋も3階であれ、かびがくる。やっぴり結果的に、要するに、あれはメンテができてないんじゃないかということで、建物にも問題があるみたいんですけども、そういったのをきちっと整備する。それをもう1カ所ずつ、床が壊れたとか、どうなったとかで1戸1戸修理するよりも、全てをまとめた計画を、残すところを、残していくところについて、今言う、もう死ぬ、亡くなるまで、もうここ家賃安いからおりたいという、そういう方たちもおるかもしれませんけども、高齢者の方もおりますよね。バリアフリーにもなってない。非常に不便だけどこにおるというような状況じゃないかと思うんです、つけ加えていえば。

ですから、例えば、残すところで、正毛田なり宇留津団地なり対処して、今のところを計画入れて、全部そういうところは改修していく中で、平米数も20平米以上というその住宅法で書いてましたけども、2部屋を一つの部屋にしてバリアフリー化するとか、3人家族用とか2人家

族用とかいう形で改修工の考えをやっていいんじゃないかと思うんで、まず、その辺でちょっと町長の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、今、公営住宅法のきく住宅といういろんな制約がございます。そういう形の中で、下水に接続するにしても、利用者は入居者になるわけです。そしたら、入居者がいやしないでもいいという形になれば、これはもうできないわけ。だから、今やっておる方式しか、今の現状の住宅はなかなか、皆さんが合意してやりましょうという話になればいいんですけど、そうはならないんです、基本的には。やはり、下水というものはやっぱり高くつくという一つの概念があってならないし、そういう形の中で、やっぱり現状の公営住宅、そして、修繕が出てくれば、家賃補助あたりが出てきますんで、その中で修繕は行っていっているというのが現状なんです。

塩田議員の言われるように、全部やりかえてすれば高い家賃になるという、一旦全部出ていただきたいと言うてもなかなか出てもらえない状況です、基本的は。そして、新しいものを建てかえるという形にもなり得ないし、全般的に改修するといってもなかなかそれはなり得ないというのが現状でございまして、そここのところ、公営住宅という一つの法律の趣旨の中で御理解いただければ理解してもらえるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） 町長、公営住宅法、十分私も目を通してきました。今町長が言われたのは、要するに、家賃が高くなる、だから、そういうことしないでくれと、それは一つの意見なんです。いや、ぜひやってほしいという方もいるわけなんです。

最近、そういうのは、サイレント・マジョリティって町長御存じでしょうか。例えば、1人の小さな意見があたかも正しいかのように流れる。例えば、餅つきをすれば、餅つきは不潔だからやめてくれと。それが、いかにも病気を呼ぶような風潮にしてしまう。そういった言葉に惑わせるんじゃないくて、要するに計画なんです。町としての計画なんです、どうあるべきかと。だから、全体的に考えて、もう残すところ、残していくところについては、こうやってやっていこうと。風呂場も悪ければ、1戸1戸じゃなくて、もう全部したら幾らかかるのかというような形で、熊本震災の住宅も僕も見ましたが、熊本震災のあの仮設住宅でさえ、1DK、2DK、3DKとある。1DKで20平米です。2DKで30平米、3DKで40平米。その設備は水洗トイレから全部ついているわけです。バリアフリーになっている。仮設住宅のほうがうちの住宅よりもはるかにいいわけなんです。

だから、時代に合った、スピードが時代を求めるんやから、うちも時代に合ったものをしないと、どうしてもそれ。だから、そこをするのに、要するに水回りと風呂とぐらいなもんなんです、

外壁も出てきますけど。残すところは改修をするべきなんです。築年数でいくんやから、改修して家賃が上がるというのは、僕はちょっと考えにくいんですけども、だけど、今ある現状の住宅というのも非常に衛生的にもよろしくない、住宅法でいくといったんです。ちょっとおもしろいものを見つけたんですけど、まず、これは整備の基準のほうですけど、4条には、安全、衛生、美観と考慮し、かつ、入居者にとって便利で快適なものに整備しなければならないがあるんですけども、その中の10条の2項、町営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビの受信設備を設けなければならない。いつの間にか水洗便所になっているんです。水洗便所だから水洗トイレのことでしょう。実際水洗になってない。あるいはほとんど便所と呼びよる、あれは水洗と言うのか言わないのかになるんですけども、それとプラス、浴室も設備しなければならない。ということは、正毛田は、風呂釜持っていかんといかんらしいんです。前の人が、前の人が持ってかえったらそこにないで、自分でつけてくださいってなるらしいんです。

だから、こういうことも、冷静に考えたらちょっとおかしいなというのもあったんですけど、ただ、そういうことを今言うよりも、この住宅に対して、住んでいる人たちに対して、低所得者の人が入っているところに対して整備をしないのかと、これだけ老朽化して危険でもあり、高齢者も住みにくい状況であり、家賃が何とかじゃからというじゃなくて、もっと住みやすくしますと、新しいとか言ったたら家賃が上がりますよね。今のところを整備してあげるということは家賃とか云々じゃなくて、そのしてる方たちに、こういうのができたんでこっちに行きませんかということも可能やろうし、いやそういう計画というのは、口では今までずっと誰もが質問してきてやってきたんやけど、住宅についての計画というのは、多分町では今までのところないと思うんです。もうずっとここにおりたい、家賃が低い、こことかいう話は、旧椎田町からずっと聞いてました。もうかなり高齢の方なんでしょう、その方も。それを考えて、今おる方たち、要するに、僕が今言いたいのは、20代、30代、40代の方たちが、築上町に帰ってきたとき町営住宅を足りるのかと。建てればいいというわけではないんです。今あるのを精査する。その古い、もう町営住宅で全く入ってない、もう廃虚のような住宅もありますよね。それに対してもう改修するのかどうするのか、そこはもうそのまま現状であるのかわかんないですけど、平地にしてその地域の誰かが買いたい人がおったら売るとか、そんなのを含めて、まず新しいことをする前に、こういう今あるもの、要するに、もう老朽化というよりも危険住宅として何らかの手をやっぱり考えるべきではないかと思うんです。もう一度答弁をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、今からつくる住宅は先ほど言うた水洗とか、それは、今の公営住宅法でそういうものをつくりなさいという形でございますんで、昔つくったのは、当時の公営住宅法の法律の範囲でつくっておるとい形になります。そういう形の中で、それを全て現

代風に改築するという形になっても国は補助は出てきません。いわゆる家賃の修繕しか出てこないんです。家賃補助という形の中で、そういう形の中で新しくそういう住宅をつくって移転を促すという形しかかなり得ないんですね、基本的には。しかし、なかなかやっぱりそれを新しい住宅をつくっても、新しいところにかわろうとはしない人がたくさん現在住んでいる方々の中におるとい、これは非常に難しい状況なんです。全て町単で改修やりなさいと今塩田議員は言いたいと思うんですけど、そういうわけにはちょっと財政的な問題じゃこれはできないという形にもなりますし、できれば、新しくつくったところに移転してもら希望があれば、私は住宅をちゃんと公営住宅で建設をしていくと。例えば、今、一丁畑、築城のほうに3棟つくっておりますが、ああいう住宅をさらに調査をしながら建てていくという方向性は持つておるわけでございますし、現存の住宅を全て近代風の住宅に変えなさいというのは、これはちょっと無理なことです、実際。だから、そういう形で、国の公営住宅法に基づく補助をいただきながら、新しい住宅を建てていくという、これはやぶさかではない。そして、先ほど言ったいろんな基準がございますが、この基準は充足した形での公営住宅になってくると思うんですけど、今まで既存に建てた30年、40年たったものもございまして、当時のいわゆる公営住宅法の基準でできておるとい形になって、風呂釜もない住宅もございまして、実際。そういう形で当時は、そういう一つの基準でつくった住宅でございまして。そのかわり家賃も非常に安くございまして、実際、そのところで、皆さんの所得の状況とか、そういう形になれば、もう本当に年金、わずかな年金暮らしの人もございまして、そのところ、非常に私も危惧しているんですけど、なかなかやっぱり町の財政的には、塩田議員の言われるようなことをすれば一番いいんですけど、なかなかそうはなり得ないというのを理解してもらいたいと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） なかなか理解できないんですね。当時の町営住宅法でなっているというのは、風呂釜の話になってしまったけど、全部読まなかったですけど、大衆浴場があれば別だということだったんです。書いてるんです、ここに。だから、それないんです、そんなの。だから、そういうのが何だかんだいいながら、もう古いからねじ曲げてきたんじゃないかなというところなんです。実際には、町が設備するのが当たり前みたいな世界なんです。共同トイレ、共同風呂みたいな。あればその限りではないみたいに書いておるんですけど、当時がそうやから、じゃああすこ共同トイレとか共同風呂とかないんで、あすこだけじゃないですよ、当時の古い住宅は全部そうです。だけど、風呂釜持って入らんと入れん、ガスもつけんといけん、今からの分は全部自分でせにゃいけん、風呂の分については。風呂とか、別に風呂釜ということはどうでもいいんですけど、だから、そういう、今あるのを箇所箇所修理するより、全面的に考えていったほうがいいんじゃないかなと思いますので、これについては今言っても、町長のほうが

まだ無理という、いろんなどんな補助があったり、どういうことがあるかわかんないですけども、それをやっぱり今やるべきじゃないかなと僕はそういうふうに考えてます。

例えば、その第1峯原についても、風呂にしても、以前誰かの質問にもありましたけど、そういうので、一気にこうしてやりかえようと、幾らかかるんだというところから弾いて、正毛田にしても、残す住宅について、そういう計画をぜひやっていただきたいんです。無理というんじゃないくて、すぐ家賃が低いからというけど、家賃低くても高くてもそこそこというのは、家賃ちゃあ当たり前なんです。でも、今ある家賃よりがんと上がれば別でしょうけども、非常になるかもしれない。でも、移動する話も、そういう計画がないから、置いている状態であって、かといって、それがじゃあ本当に住んでいる方たちに快適な住宅環境を与えているのか、そういうわけじゃないと思うんです。それをやっぱり計画して、総合計画考えるぐらい、今本当に空き家状態になって、もう崩れて誰も入らん、募集しても入らん、入るところが何も無いもう状態のぼろぼろなところもあるんですけど、そういったところを解体してもう整備していくつもりはないんですか、町長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、空き家になったところは解体しながら、更地にして、新しい公営住宅を建てる時は新しい公営住宅、需要に応じて、そして、後は分譲で出すとか、それから、あとは町の今のそのサン・コーポみたいな形で、普通のもう賃貸の住宅にして、もう不特定多数が誰もが入れるというふうな住宅もこれ、こっちのほうがいいような気がしますし、そういう形で、いろんな需要に応じた形での住宅施策はやっていかなきゃいかんと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） じゃあ次に最後、これは、考えてなかったんですけど、一般住宅整備の考え方について、町長の考えがあればお尋ねしたいと思います。少ししゃべりましょうか。

上毛町のいろんなパーク何とかありましたね。きのうもちよっと何とか村みたいなのをつくりたいとかいう話もあったけど、だから、そういう発想がもしあるならば、ぜひ計画していただきたい。六反田何とか、これ中学校検討委員会でもあったんですけど、住宅って出たけど、今仮に駐車場みたいになったけど、逆にいえば、中学校の敷地にしたほうがまだいいんじゃないかという話も一時出ました、そのとき。だから、そういったのも含めて、計画、要するに町長だけが言うんじゃないくて、何かを含めて、もう皆さん連携しないとどうしようもならないと思うんです、今から、もう住宅だけじゃなくて、全ての課題につけて、連携ができてない、歯車が回ってないから、町長だけがぐるぐる回って、住宅も、もしかしたらやっぱり整備したほうがいいという話になる

かもしれない。なる前提でいかんとできないできないとかいう話だったらもう、ここに僕立つ必要がないんですよ、もう。前向きに、何のために言いよるかって。だから、勝ち組に町長なる気があるのかなのかということをお問われると思うんですけど、そういった形で一般住宅の整備にしても、どこの土地があつて、どこすれば、ここの土地をこういうふうにすれば、ここの辺がこうなつてふえて、こうなつたらここがこうなるとかみたいなぐらいまでの考えでやらないと、だから、古いところはもう壊していくとか、今おる人たちの御理解をいただいて、そのかわり、こっちでこういう形で同じ状態の中を改修したのをつくつて移つてもらふとか、今おる方たちに向こうに移りませんかかって、全く同じで、それよりもっと老朽化激しいところに移れつて、これはもう酷な話です。一丁畑に行きなさい、家賃上がりますとかいうて、ただ、それにはどうしますという条件も出す、家賃もこうしましょうかという条件も、これはできるんですね、公営住宅法の中で、家賃のいろんなことに、金額については。だけど、そういうことも話さず、移つてくれとか何とか言つたつて、それは誰も理解しないし、もう動きたくもない、引っ越し代は、じゃあどうしましょうかみたいなぐらいの、だから、全然計画がないというふうに思つてます。ぜひこの住宅について計画をしていただきたい。本当に見たら、もう不衛生でしょう、悪いけど。鍵かけても、ドアぽつと引っ張つたらあくようなドアが、そんな住宅がたくさんあるんです。それについて、一般の住宅に対して、町長の考えがあればお尋ねしたい。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には一般住宅という形になれば、それぞれ個人が土地を求めて建てるのが今までの通例でございますけれども、今、少子化の中でやっぱり町も少し宅地を整備しながら売り出していくと、これも必要かなということで、先ほど申したように、一丁畑はもうすぐにこれを売り出します、中学ができ上がれば、そして、東八田団地と南別府団地、これは、そういう方向性で宅地分譲をするという計画で現在取り壊しも進めておりますし、そういう形の中で、新たな土地を求めてという形になれば、これは、工場適地とか、いろんなものを定めながら、都市計画の中での住宅適地の中にひとつそういう家を分譲地をつくるという方向性もいいんです。本来なら、この分譲地は今までは民間はつくってきたわけですね、基本的には。いろんな団体あたりのつくるのは民間、本町でも、いろんなところは、団地で民間がつくってきたとございませぬ。例えば、浜宮のところの高杉団地、それから、宇留津団地、それから、西高塚の線路と国道の間の団地とか、いろんな形で民間が大体、ここは賃貸と、それから、持ち家を両方並行しておりますけれども、そういうのは民間がしてきたけれども、なかなかもう今の人口減の中では、民間も手は出しづらいというようなことで、今公共の用地で遊休地、これをまず分譲に出していこうかなということで私は考えておるし、担当課にもそれは今指示をして売却をしていくと宅地で、そういう方向性は持つておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（12番 塩田 文男君） 町長のその考えもわかるんですけども、一般住宅については、やはり、いろいろ都市計画、いろんなところを区分があるんで、町の土地だけじゃなくて、そこをどうするか、どうすればこの土地がそこへ住宅ができるとかいうようなところを検討していただきたいなと思います。

町営住宅についてもそうなんですけども、若い子たちが、僕はもう若くないので、若い人たちが言うのは、よく僕たちも築上町住んでとかこう言うんです。住むところがないと。民間でアパート、コーポありますよね。そこに住むなら、行橋のほうを探すと。行橋が、若い子たち言うんなら、行橋よりも今苅田町のほうが住みやすい。要するに、住むところがない。町営住宅、皆さん低所得です。全国で億万長者というのは、全国の人口の何%、0.何%という話ですけども、福岡県の高所得者、納税所得者でも、この築上町は何百人も入ってないかもしれません。だから、皆さん低所得者、若いときは所得は低いですよ、どうしても。その町営住宅でさえ空いていれば入るんですけども汚い、不潔、そういう声なんです、やっぱり。だから、お年寄りの人たちもおるでしょう。だから、改修をして、住めるような形をして、やっぱりおしゃれなんです、マンションとかコーポにしてもきれいなんです、家賃高いけど、でも、築上町に仮に1個、2個あったってそれは住まない、行橋に行くというわけです。だから、そういうのをこれから考えて、住宅も1つ、町営住宅もそういう形にしていとか、別にビルを建てなくてもできるわけです。だから、今ある現状のやつを、まず整理整頓をしないと次に取りかかれないと僕は思ってますので、ぜひこの町営住宅について改修していただきたい。それをして、要するにもうちょっと考えてほしい。これ前も言ったときに、人口が減って、そういうのにお金使ってとかという話、お米代にしても何でもあったんですけど、じゃあこれ副町長が言われたんですかね。税収の問題もある。でも、若い子たちがぎゅっとおらんくなったら、今10億の税収が、一気に10億になって、やっとならばよかって、もう住むところが全くなかった、もう壊すしかない、壊す費用もまかならんみたいな、そういう状況が生まれる、これがこの数年の間でやらなければならない課題と思ってますので、ぜひ町営住宅の計画を検討していただきたいと思います。

私の一般質問を終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） 時間がちょうど中途半端、信田さん、いい。では、次に、7番目に、5番、信田議員。信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） 2点通告しております。子育て支援と観光について。

まず、子育て支援でございますが、通告には、本気でしたらどうかと書いてますけれども、今まで本気やなかったんかと言われりゃ、やっぱり本気やなかったんじゃないかなと思います。

今まで、私が子育て支援の質問をしたのは、一応2点あると思うんです。

子供さんが3人保育園に行っておれば、3人目は保育料は無料だと。でも、上の子は小学校に上がってしまうと、3人目の子供の無料はなくなるということで、それをなくしたらどうかという話をしました。

もう一点は、3人の子供さんを持つと、どうしても、軽自動車には3人は乗せられないと。法的には、子供3人は2人になるので、一応乗せられるんですけども、今、チャイルドシートを乗せなければいけないので、チャイルドシートを乗せるとどうしても子供3人は乗せられないということで、どうしてもそこに普通車に買いかえなければいけないと。普通車に買えかえるとなると、税金も高くなるし、燃料代もばかにならない。それから、維持費もかかるということで、非常にそこでやっぱりやめようというお母さん方が多いらしいんです。

私も相談を受けまして、どうかその差額ぐらいは町が補助してくれたら、3人目どうしてもつくるよということでございました。そういう質問をしましたが、今のところそれは無理だということで言われました。町長、今のその考えは変わってませんか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） それで積極的ということ、本気じゃないということでしょうけど、非常に難しい問題ですよ、これは。いろんな子育ては支援やっておりますけれども、車を買うのに差額を出してくれとかという形になれば、これやっぱりどうだろうかと思うんですけど、基本的には。それとか、チャイルドシートが乗せられないというか、これは、やっぱりそのために車を買いかえるという形になる。そのときに補助金を出せというのはどうだろうかと思ってちょっとまだ、一応今のところは出す気持ちはないんですけど、前からそういう形でお断りしているはずですけど、あとのほかの面で、全般的に子育てができると、一部の人たちはなくて、全般的な方が子育てできると。保育園については、若干これはもう検討の余地はございます。保育園の保育料ですか、これについては、小学校に入ったら、3人おったのが2人分になったとか、こういうのは若干の検討の余地はございますけれど、物を買うのに補助をくれという、これはちょっと、私はちょっとまだ今のところする気はないんです。

そういうことで、保育料あたりは、もう少子化という形の中で、何とかやっぱり子育てをという形になれば、それはそれで検討のしがちはあろうとは思いますが、何せだんだん今財源厳しくなりつつございます。今まで相当よくなっておったんですけども、今後、基本的には国からの財源が少しずつ減らされる可能性がございます。防衛省の調整交付金あたりも、これも単位が一応1単位ということで、合併の形の中で面積が大きくなってるので、そういう算定のもとで少し減るよという通告を受けておりますけれど、今年度、来年度はそうでもないんですけど、徐々に全国的にそういう風潮になってきておると。

それから、地方交付税も合併のために、一応相当ふやしていただいておりますけれども、これも年限がもうすぐ期限が来ます。10年だったのが、延長していただいて、5年延長してもらって、15年間は一応合併のいろんな恩典を授けようという形でもらっておりますけれども、これもなくなってくるということで、そういうものも見据えながら、やはりいろんな施策を考えていかなきゃならんという形になりますし、財源があり余れば、議員さんみなさんこれしたらどうか、これしたらどうかという提案がございますので、できれば、もう財源があればやりたいんですけど、なかなかそうはいかないというところもしんしゃくしていただければ幸いに存じますのでございます。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） 財源があるうちにしてほしかったと思っております。

我々議会は研修委員会が計画しまして、10月に島根県の邑南町に研修にいつてまいりました。この町は、小さいけれどもしっかり子育て支援をして、Uターン、Iターンをする人たちをどんどんふやして、人口もふえているそうであります。やればできるんですね。そこが本気じゃなかったんじゃないかなと私は思うんです。

この邑南町、決して財政状況よくありませんよ。人口も1万1,000そこらです。そして、周りは山に囲まれておりまして、非常にこじんまりした町なんですけども、ちょっと湯布院みたいな感じ、周りが全部山、盆地的なところです。が、この町が2011年に日本一の子育て村構想というのを立ち上げ、それで、さあやろうやないかと、全部町民でやり始めて、2013年には、人口が減りよったのが、ぐっと歯どめがかかってふえ出したということなんです。たった2年です。その気になればできるんです。考えたら、この町だって、あの邑南町に負けるわけないですもん。マイナス要因といえば、飛行機のことを音がうるさいぐらい、それがマイナス要因ぐらいかなと思うんです。

だから、我が町が本気になれば、人口を少しふやすぐらいはできるんじゃないかなと思うんです。子育て支援で、子育て支援をしっかりとやれば、本当にこの町も人口減らんで済むんじゃないかなと思うんです。

邑南町は我が町と同じように、中学卒業するまで子供の医療費は無料化にしましたということで、我が町も、もう邑南町に負けんと、早々と中学卒業まで無料にしております。

保育料は、第2子からもう全て、以降は全て無料ということになってます。いろいろUターン、Iターンしてきた人たちに、いろんなアドバイスをするために、特別なそういう職員も配置して、入ってきた人には、もう親身になってその人たちのために動いてやるという、そういう施策もやっておりますので、皆さんが、もう安心してそこに定住できるような仕組みもつくっております。ですから、一番子育て支援をやることによって、それを実行することによって、若者が町に集ま

ってくると思はるんです。

今、我々が若いときのころと比べると、今の若者の情報収集力というのは非常に優れております。すばらしい。スマホ一つで、もういろんなところの情報を全部入れますから、我々がのほほんとしておいたら、若者がもうどんどん出ていってしまいます。ですから、築上町はこういうことをやっているのとフェイスブックなりLINEなりでばっと流すと、すぐにもう何千人という人に行きつくんです。築上町が頑張っているよという、そういう情報を若者に流してもらえような、広げてもらえるような施策をやりましょうよ、町長。

今、住みたいまちづくり特別委員会も一生懸命やっております。地方創生といたって、人口がどんどん減ったら意味ないじゃないですか。やってください。前向きにと言わんと、やりますと言ってください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） もう非常に難しい問題をやりますとか言えと形で、なかなかやっぱりこれね、いろんな要素が備わって、歯車が一つ回り出したら、次の歯車と次から次へと回るような形にやらなければ、子育て1個だけやってもなかなかふえないと。やっぱり働く場所がまずあって、そして、食べていける、そして、その中で子育てが非常にいいとか、それから、福祉が非常に充実しておるとかいう形のまちづくりにしなければいけないという、1個だけなら、私は到底人口がふえるとは思ってないんで、そこのところは事情に苦慮しておるわけでございまして、例えば、昔は農業だけで食べていけました、実際、その農業、そうしてまた、子育て、もうあんまりそういう施策なかったんです。今はもうパイの奪い合いなんですね。人口がどんどん減る中で、よそから連れてこいと言ってもなかなかそう来ないし、やはり、農業で食える素材を一つつくって、そして、そういう子育て的な要因を支援するとか、そういう形であれば、農業を施行する人たちは集まってこようか、このように考えておりますので、やはり、基本は産業政策をやりながら、後の児童福祉、老人福祉、いろんな、それと後は教養文化を高める施策、そういうものをミックスしてまちづくりをやらなければ、なかなかやっぱり人は集まらないということで、今、まちづくり、人づくり、仕事づくりという形の中で、一応検討はしておりますし、また、議員の皆さんもいろんな、本当に実現可能な案を示していただければ、私も採択してまいろうと思ふんで、町長がやれといっても、私も、今のところ、どういうふうな形でやるか、頭の中ではある程度わかっているけれども、これを実行に結びつけるというのが非常に言うは易しするは難しというのがございますけど、これを難しを少しでも易しに持っていく方向性ができ上がって、基本的には農業主体にそういう人を仕事づくりをやっていくというのが、農林水産業です、農業だけじゃなくて、そういう問題が一番手っ取り早い、やっぱり素材がありますんで、農地、それから、山、海という素材がありますんで、その中に企業が来てもらえれば、働くのも若干できるという

ふうなことで、基地のまちだけではいかんと、このように考えておりますし、基地もいわゆる自衛隊の数、私はこの前も言っているんです。少しでもふやしてもらえれば、人口は少なくならなくて済むからということで、指令とも話をしながら、何か部隊増勢はできないかという話は、雑談の中ではございますけれどもやっておるといふふうなことで、一応非常に難しい問題を町長やるかやらんか宣言せえということでございますけれど、これはやりたいということで、答弁させていただきます。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） やってください。邑南町の話に戻りますが、邑南町、Uターン、Iターンする人たちは入ってきます。入ってきた以上は、その人たちの仕事をちゃんと見つけてやらにゃいかんというか、仕事をできるような状況にしてやらなければいけない。企業誘致、一生懸命頑張ってるんでしょねと私質問しました。いや、企業誘致は全然頑張ってませんということでした。ですから、邑南町に住む人たちは、そんなのたぐさんの収入なくてもいい、みんながちょっと入ってきた人に対して、友人たちがいない人たちには、もう友人ができるような、そういうことをして、また、みんなができた野菜をおすそ分けしてあげたりとか、そういう感じで皆さんやっているんで、収入は少なくても、すごく幸せを感じるんだという話なんです。ですから、そんなにお金がなくても私はできるんじゃないかなと。この町、自然あり海あり川あり、本当自然もすごくいいですし、本当マイナス要因と言ったら、基地のこと言ったら悪いんですけども、飛行機の音がうるさいというのがやっぱり一番かなと思うんです。

そういうことで、とにかく子育て支援をしっかりとやることによって人口はふえるんだと、若者がふえるんだと。やっぱりまちに若者がいないと、もう将来はないと。

また、邑南町に戻りますが、邑南町の町長は、学校を廃校にしてしまうと、その村は潰れると。その考えは町長と同じだと思うんですけども、そういう考え方で、廃校には絶対しないということ言ってるそうでございます。

そういうことで、子育て支援、ぜひしっかりやって、若者をどんどんというか、どんどん入ってきてもらおうし、また、若者に出て行ってほしくない。そのためには、やっぱり子育て支援をしっかりとやらなければいけないと思っております。よろしくお願いします。

次に、築上町の観光についてということで、国見山とメタセの杜周辺ということで通告をしております。

国見山の観光ということも以前に質問しました。築上町で一番景色のいい場所といえば、誰もがやっぱり国見山と思うと思うんですね。というのは、国見というのは、やっぱり国が見渡せるところにあるんです。豊前から中津から上毛からずっと、それから、田川のほうは少し見えませんが、苧田から、犀川周辺は見えませんね。ちょっと山が、行橋、全てが見えるんです。そうい

うことで、国見山に、副町長にどうかしてあすこに展望台を、見晴らし台をつくってくれと。極楽寺の住民の方たちが、木造で5メートル、6メートルぐらいの高さのそういう台をつくっておったんですけども、ちょっと木が腐敗した、非常に危ないということで撤去しました。ですから、今、そういうのがないんですね。ぜひ国見山に行けば、物すごく景色がいいよということになれば、あすこ人も集まると思うんです。

副町長、いかがでしょう。展望台。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 展望台につきましては、今、林道、豊前の求菩提に抜ける林道が実施されております。その工事の進捗ぐあい等を見て、やりたいなと思っておりますし、ほかに補助等で何かの形ではやりたいという思いでございますので、もうしばらくお持ち願えればと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） よろしくをお願いします。

国見山の頂上から少し下がったところあたりに、今度、県のほうが防災の関係のアンテナを設置するらしいです。なぜあすこに、防災のそういうアンテナが立つかという、やっぱり見晴らしがいいんですね。電波がどこでも通る。ですから、県のほうからぶっと飛んだ電波が上毛にしろ、ここにしろ、苧田にしろ、一面にずっと広がるような、そういうアンテナを設置するんだろうと思うんですけども、近々それが設置されるという話でございます。

もうそういうことで、国見山は、築上町にとっても非常に財産だと思うんです。ですから、寒田側が少し見えないんで、あすこもちょっと伐採してもらえんかという話もしましたけれども、なかなか前に進みませんが、今林道がずっとできてますで、あの林道ができ上がれば、また、国見の頂上のほうにも、向こうからというか、寒田側から上るような道もできるかもしれません。そういうときに、よろしくをお願いします。

それから、築上町の観光といえば蔵内邸があるんですけども、蔵内邸の前に駐車場をつくったら、非常にバスがよくとまっていますね、近ごろ。蔵内邸本当に今いいんじゃないかなと思います。

そういうことで、何かやれば絶対悪くはないんです。メタセの杜を中心とした、あすこ、前に築城基地周辺跡地利用検討委員会かな、築城基地周辺財産利用検討委員会というのがありまして、平成25年の3月にこういうのができ上がっておりますが、この中に、パークゴルフ場、非常に町外の方たちもかなり利用しているということでございますが、そのパークゴルフ場の拡張をしたりとか、あるいはメタセの横に航空交流館を建設する、そして、駐車場も広げる。メタセから、これは下別府船迫線が、今狭い道が跨線橋のほうへずっとありますけども、もうかなり道が新し

い下別府船迫線が、もう大分かかるとるかな、それもできそうですので、メタセから日豊線側の、これでは、大原っぱにできればオートキャンプ場、それから、ドッグランをつくったらどうかと。

先日、11月に、東京に、防衛省のほうにも陳情に行きました。武田代議員は、今ドッグランはいいな、ドッグランはいいよなと言ってました。だから、そんな広くないでもいいと思うんです。大型犬と小型犬とぐらいに分ければ、ドッグランもできると思うんです。

それから、できれば、そこに温泉なんかあれば、もう人はいっぱい集まってくると思うんですけども、オートキャンプ場もそれほど面積は要らないと思うし、お金もかからないと思いますので、オートキャンプ場をつくっていただきたいなと思っておりますが、どっちにしよう、町長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 航空自衛隊築城基地の滑走路の延長線上、国有地がたくさんございます。そして、跡地利用委員会ということでいろいろな案をいただいておりますので、それは実現に向かってということで、今、航空交流館、一応精力的に国のほうと折衝を今しておるところでございます。そして、先ほど言いましたパークゴルフ場、これも本来なら9ホールふやしたいなという構想を私持っております。

そして、もう一点は、モトクロスの愛好者の方々から、土地を借り入れてほしいということで、地元とちょっといろいろ、地元は反対、賛成がございました。しかし、何とか了解をいただいて、一応国のほうがモトクロスの土地を貸していただくようになりました。そういうことで、あと整備は全部モトクロスの協会で行っていくというふうな話でございました。

しかし、何か若干町のほうに補助してくれという話も来てますけど、いや、それは無理だと。当初の約束が協会で行うということで、土地を借りる約束だけしておったんで、それは無理だというふうなことで現在はお断りしております。

そして、あと、日奈古グラウンドを潰すんで、ソフトボールのちょっと複数試合ができるところをどっかつくってくれんかという一応相談がっております、築上町のソフトボール協会のほうから。今までは、県から集まった大会が日奈古グラウンドで行われておったと。たしかあのグラウンドで5面ぐらい一応、子供のソフトボール大会ですので、5面ぐらい一応会場をつくってやっておったということで、複数、たくさんある程度、整地をしていただいて何とかソフトボールもできるような会場もつくっていれんかという要望が来ておりますので、これもちょっと検討の値があるかなというふうなことで、今後検討していこうか、そして、防衛省のほうに申請をしていこうかなと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（5番 信田 博見君） オートキャンプ場、それから、ドッグラン、なぜそれを言うかと

いうと、近辺に余りないんです。ドッグランは、上毛のほうの太平楽のところに何かあるらしいんですけども、それから、オートキャンプ場というのは、この辺ではもうほとんどないです。それから、今、キャンプ人口も非常に多いです。キャンピングカーも多いです。そういうことで、つくれば、恐らく航空祭の前日、前々日ぐらいは満タンになるのかなと思います。

普通のキャンプ場とオートキャンプ場の違いは、町長わかります。普通のキャンプ場は、駐車場に車とめて、荷物だけ持って、テント張ったり、バンガローに泊まったりするんですけども、オートキャンプ場というのは、車にそこに横づけして、そこにテント張ったり、または車の中に寝たり、そういうことは非常に便利がいい。雨降っても車の中で寝られるというんで、非常に手軽でいいということなんです。

オートキャンプ場もそんなにお金がかからないと思うんです。坂になっておったらちょっとフラットに、水平にしなきゃいけないけども、そんなにお金がかからないと私は思います。ドッグランは、もう囲いをするだけでいいんじゃないかなと。そういうことで、ぜひそれも検討していただきたいと思います。

それから、今、その跡地を利用させていただきということで、牧場をやりたいという人もおるんです。ですから、観光牧場みたいな、そういうのもやりたいという人もおります。それで、ぜひそういうことも視野に入れて、跡地の利用を考えていただきたいと思います。

それから、この跡地、こちらが利用しなければ、防衛省というか、防衛施設は、自分たちでお金出して、草刈らにゃいかんわけです、毎年2回ぐらい。かなり大きなお金がかかっておりますんで、刈ってくれたほうがいいんだという考えは持っているようであります。ですから、どうか、前向きに検討いただきたいと思います。

以上で終わります。

.....
○議長（田村 兼光君） ここで一旦トイレ休憩をいたします。再開は11時15分。

午前11時08分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番目に、9番、丸山年弘議員。

○議員（9番 丸山 年弘君） 通告に基づいて一般質問をいたします。

○議長（田村 兼光君） 丸山議員、手を挙げて。丸山議員。

いつまでも挙げんたちいいよ。（笑声）

○議員（9番 丸山 年弘君） 私は、簡便に答えてもろうて、たったっと言ってもらいたいです。

○議長（田村 兼光君） それがいい。

○議員（9番 丸山 年弘君） 内容は、ここにありますが、害獣についてということですね、対策。

私たちのまちでは、山林が60から70%以上あると言われています。その山林が、どんどんと今は手入れがいかなくて、原野のほうに食い込んできているのが現状でございます。そして、その中で高齢化に伴って害獣がどんどんとふえ続けている状況です。

ネットを町から支給してもらいまして、あらまし網を張っているけど、イノシシ、鹿の被害というのが一向に減らない。で、イノシシや鹿だけに加えて、今はアライグマとかハクビシンとかイタチとかいうのがたくさん出て、農作物を荒らしているのが現状です。イノシシよりアライグマのほうが物すごく害が今多いんです。

この対策についてお聞きしたいんですが、金網の支給を先にちょっとお願いしたいんですが。個人的に、今、電柵で半分のお金を出してもらってますよね、行政から。これを金網のほうにも何とかならんかっていうのが私のお願いです。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長兼農委局長（今富 義昭君） 産業課、今富でございます。今の丸山議員の回答でございますが、金網のほうに、今言われているのは個人的にということですか。（発言する者あり）一応、町の方針としては、地域ということで、自治会単位で、現在金網のほうを支給しておりますんで、個人的というのは、全てそれを受けておりましたら、予算のほうがちよっと試算ができない状況になろうと思っておりますので、現状では難しいということなんです。

○議長（田村 兼光君） 丸山議員。

○議員（9番 丸山 年弘君） 今の課長のお答えですが、地域的ということになれば、なかなか地域的では自治会の中でうまくやりづらいうことがありますがね。なかなか頼んだけどできんやったとか、自分とこはしたけど、よそのは関係ねえ、ちゅうような考えの方たちがおりますよね。

私だけの関係でしてみたら、地域より個人的に、今言うように電線のように半分ずつ出してもらおうと、私だけやのうて全体が助かると思うんですよ。金が少しかさむか知らんけど、網が少しぐらいふえたぐらいじゃ、その金も大したことないと思うんですよ。そういうのを、私だけやなくて、そういうのを聞いてみしてくれんかちゅう人もおるんですよ。自分たちでやらんしよるがないと。

何ぼ地域で網を張ってもらって、その結果が出ていけば全然問題はないんですが、結果が出ていないような現状です。だから、イノシシ、鹿については大ざっぱにそういうようなことでできますけど、このアライグマとかイタチ、ハクビシンとか、そういった小動物、この被害がまたイノ

シシに匹敵するぐらいあるんですよ。こういうのをどういうふうに考えているか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長兼農委局長（今富 義昭君） 産業課、今富でございます。ただいまの御質問でございますが、小型の有害鳥獣につきましては、被害の届けがあったときに、個人宅に、うちの自治隊員、今42名いますが、その近隣の自治隊員の縄において小型捕獲器、（「網」と呼ぶ者あり）網です、柵というか。捕獲器を仕掛けて、駆除のほうは実施しております。

○議長（田村 兼光君） 丸山議員。

○議員（9番 丸山 年弘君） それではまた、その現状に関してまたいろいろある場合は、役場のほうにお願いをするということにしまして、今のそのネットもできないということになれば、被害は今までどおりということになりますわね。

特殊なところは、特殊な市町村においては、オオカミを飼って、輸入して、それを放すというようなところも今のところ出ているようですが、あれも危険な動物ですし。アライグマなんかはもう今は害獣で、もうすぐ狂犬を持っている可能性があるということで、あれからかまれたらやばいという、今はそういう風評がありますわね。だから、どういうふうにして退治したら効果が出るかちゅうのも、私たちも現場でわからんけど、町のほうでどういうふうを考えていますか、その辺。

○議長（田村 兼光君） 今富産業課長。

○産業課長兼農委局長（今富 義昭君） 産業課、今富です。今の御質問ですが、今のところにおきましては、先ほど言った捕獲器のほうで地道に駆除していくという形と、あとは近隣の市町並びに県の機関等々と協議しながら、効果的な対策というものを模索していくような形で考えております。先ほど言っておりました議員の、捕獲の頭数ですが、ちなみに、平成26年度は931頭、平成27年度は多少減っておりますが806頭の鹿、イノシシは捕獲しております。以上です。

○議長（田村 兼光君） 丸山議員。

○議員（9番 丸山 年弘君） 新聞等で見ますところ、どっかの町村、私もはっきり定かじゃないんですが、町が主体で害獣駆除をやると。わなでも、普通のわなと違って超大型のわなをつくって、そして、一遍に大量に捕獲するというようなところも出てきてるみたいだね。

築上町においては、どういう考えか、そこんところがちょっとわかりませんけど。

町長にちょっとお聞きしたいんですが、これはとんだ質問になりますけど、もう、今、わなとか銃で害獣を退治するちゅうことはできないと思うんですわ。鉄砲屋さんも年をとって、もう今はやめようかという人がほとんどじゃないかと思うんですわ。

これは個人の考えですけど、町長にひとつお願いかたがた聞きたいのは、自衛隊かなんかにお願いをして、この全体の山全域を一挙に害獣駆除するというような方法をお願いできんかなと、そのところをひとつ町長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、自衛隊は、それはちょっとできない。いわゆる災害派遣の申請はできるんですけど、基本的には県知事に一応申請して、そして自衛隊の派遣をするというのが正式なルートでございますし、この有害鳥獣の駆除を自衛隊というわけには、これはちょっと自衛隊の性質上いかないということで御理解してもらいたい。ちょっとその話もしたことがあるんですけど、なかなかやっぱ難しい、これは。そういうことで、あとはもう国の農水省の予算で、今一斉駆除というようなことで大分県とか熊本県に隣接する福岡が全部一体的にやっております、この前も一応その会議がございまして。

しかし、ここはまだ少ないほうなんです。1キロ平米あたりに30頭ぐらいおるというところも。ここは今、1キロ平米あたりの一応頭数は3頭ということで、ふえて移動するかわからんですけど、基本的には、どのように調査したんかちゅうたら、私が質問したら、木の芽を食べたりとか皮を剥いだりとかそういうので推計頭数を出しておるといいう言い方で、一応築上町はまだ多いほうではない、中くらいのところということで。やっぱりハンターによってこれを駆除していくという形が、そうすりゃあいつか頭をたたいていくんであろうということで、気長にやっていかなきゃいかんということでございます。

○議長（田村 兼光君） 丸山議員。

○議員（9番 丸山 年弘君） とんだ話になってしまったんであれですけど、ひとつ今後もういろいろと近隣の方々からそういう要望があると思いますけど、町も一生懸命にそれを前向きに考えてもらって、これから先の対策に取り組んでももらいたいと。

これで、害獣についてはちょっと終わりました、今度は里道についての関係をちょっとお聞きしたいんですが、私はこの質問書にあるように、どれぐらいの数があるか、数がちょっと難しかったらどうでもいいですけど、概略をお話してもらいたいと。

○議長（田村 兼光君） 平尾建設課長。

○建設課長（平尾 達弥君） 建設課、平尾です。里道ということで限定して質問をお受けしておりますので、若干、里道の位置づけについて説明したいと思います。

里道というのはそもそも、所有者のいない土地は国有地ですよということになっておりまして、いわゆる里道として昔から地域住民が利用する道としてありました。そして、これが地域の一番密着した道でありますけど、土地が国有地と。これはいかななものかということで、国が平成17年度に土地そのものを町のほうに、地元自治体のほうに移譲するというので17年度より

土地の財産の管理も町が行うようになりました。

しかし、利用については、脇道とか村なかの幅の狭い道とかそういう形態のものが多くあります。それで、性質上、里道については土地の登記簿とか台帳がありません。それで、今質問が出たように、何路線あるとか何メートルあるかというちょっと質問にはなかなかカウントができないので答えられませんけど、ちなみに台帳の整備された町道に関しましては、路線数で1,843路線、それと延長が約631キロになっております。そういうことで、里道の管理については、基本的には地元の方で行っていただいておりますという状況になっております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 丸山議員。

○議員（9番 丸山 年弘君） これは、ひとつお聞きしたいのは、町の管理下としてこれから先も管理してもらうちゅうことでいいですか。

○議長（田村 兼光君） 平尾建設課長。

○建設課長（平尾 達弥君） 先ほどの説明のとおり、財産ですか、財産として皆さんが使う道路としての公共用地ということになりますので、それをむやみに個人的に使うとか、そういうのはやめていただくようなことで町のほうがいろいろします。

それで、道路としての使用上の維持管理については、基本、その周辺の方でしていただきたいというところですけど、道路の利用状況とか状況によってはその維持補修に対して町のほうが道路愛護ちゅう言いますか、昔からある、そういう一環として砂利とか簡単な側溝、二次製品等の原材料を支給したりとか、人間で手に負えないような作業があれば重機の借り上げというような形で支援を今までもやっておりますし、これからもしていくつもりでおります。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 丸山議員。

○議員（9番 丸山 年弘君） わかりました。町のほうの管理ということで理解をさせていただきます。

それと、もう一点は、作業の方法について、現物支給みたいな今は多いですね。現物支給じゃなくて、やっぱり地元では手に負えないようなところは、行政のほうで何らかの方法を考えていただくということはできますか。

○議長（田村 兼光君） 平尾建設課長。

○建設課長（平尾 達弥君） 建設課、平尾です。そうですね。やっぱり地元で対応できるというのは、皆さんが出てきてもらって村なかの作業でするところは限度があるかと思うんで、大きな改良工事みたいとか局部的な重機仕事が伴うようなものについては、その辺の道の使われ方とかを考慮して工事を出すのかというような判断はまた必要かと思っておりますので、それはまた

現地調査をして、そういう聞き取りなんかをして、一緒に考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 丸山議員。

○議員（9番 丸山 年弘君） 大体、納得できました。これからもちよくちよくそういうことで、地域の方々がそういう要望があったときには、また対処法をよろしく願いをいたします。

それと、町長にお聞きします。農道の舗装についてですが、今、農道ちゅうのはほとんど見放されて、あちこちで砂利道、砂利道ちゅうのは、もう土とあんまり変わらないから、どんどん草が生えこんで、今、百姓ったらお年寄りがほとんどですから、草切るのも、ちょっとどうもならんちゅうようなことが多いんですよ。で、何とか舗装をしてもらえんやろうかちゅうのが、あちこちでいっぱいそういうことを私は聞いてまいりました。何とかせなね、ちゅうのが私たちのあれですけど。一応、農道の舗装です。これから先進めていくのか、もう農道ちゃええ、もう放たっちょけというように感じていくのか、そこのところはっきりしてもらって、お答えをお願いしたい……。

○議長（田村 兼光君） 平尾建設課長。

○建設課長（平尾 達弥君） 建設課、平尾です。農道という質問ですけど、主に農業用に利用している幹線道路ということだと思えます。道路の舗装に関しても、先ほどの中で、農道だからもう町のほうは面倒を見ないんじゃないかと、そういうことはございません。

しかし、先ほどのように、延長なり幅員とか施工規模が大きくなりますと、事業費の関係上、やっぱり希望のあるところを全て一緒というわけにはいきませんので、町のほうも農道と地域の生活道路、人家に近いほうということになれば、やっぱりどうしても人家のほうが優先される傾向にあります。それで、できるだけ町のほうも財政上を考慮して、国の補助、もしくは農政関係の補助事業にあうような形で、いろいろ事業のメニューを考えて準備をやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 丸山議員。

○議員（9番 丸山 年弘君） 農道舗装ちゅうのは、私になしてしたかちゅうと、何点か頼まれて、こういうところはどうかならんかちゅうようなところがあるんですよ。なかなか私たちも判断がしにくいようなところもあるんですけど、そういうところが今は残されてきているんですかね。それを、私だけやなくてみんなが気をつけて、町のほうに、区長さんなりに話して、区長さんから上げてくださいよ、ちゅうことは言っているんですけど、なかなかそれが思うようにいかないちゅうのが、今のさっきのイノシシと一緒にような問題でございます。

今、課長のお答えで、大体のみ込めました。これからも、そういうところがたくさん上がって

くると思いますけど、十分対処してあげていただきたいと思います。

これで終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） 長くなるね。ちょうど切りがつかしましたので、昼にはちょっと早いけど、このまま続けますと質問を中断することになりますので、午前中の質問はこれで打ち切ります。再開は午後1時からです。

午前11時38分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番目に、7番、池亀豊議員。池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 7番、池亀豊です。通告に基づきまして、一般質問させていただきます。

まず初めに、就学援助制度について質問いたします。

就学援助制度の周知徹底について。

初めに、私は、現在大きな問題となっている子どもの貧困の問題について質問したいと思っております。いろいろな資料を調べてみました。1番目の、制度の周知徹底についてですが、6月議会での宗議員の質問への答弁を見ますと、大体、全国の自治体に劣らない周知をしていることがうかがえます。それでも、制度を知らなかった方がいるということで、教育長が各学期ごとの配布の検討など前向きな答弁をされています。

文部科学省も、できるだけ多くの広報手段を通じて周知徹底を図るとともに、福祉事務所の長や民生委員、自立相談支援機関の相談支援員などとの連携、さらには、近年、文部科学省としても配置を促進しているスクールソーシャルワーカーの活用などによる周知の方法の充実について、各都道府県に通知をしています。

この周知の方法ですが、制度の書類の配布だけでなく、就学援助受給を申請する「申請書」の配布については、まだ全国で391市町村にとどまっています。その中でも、全家庭に申請書の提出をお願いし、申請の有無を確認する対応をしているところでは、申請者が増えているそうです。昨日までこの質問原稿をつくっているときには、まだ「増えているそうです」、という状態だったんですが、本日の西日本新聞一面に大きな記事で、「「入学準備金」申請倍増」と、日田市の教育委員会が「本年度から入学前の2月認定、3月支給へと前倒し。申請書も昨年12月、翌春入学する子どもがいる全世帯に直接郵送した。返送用封筒も入れ」ということで、倍増したそうです。

2つ質問いたします。1つは、各学期ごとの配布の検討は進んでいるのか。2つ目に、申請書の配布についてはどうか。教育長にお伺いします。

○議長（田村 兼光君） 繁永学校教育課長。

○学校教育課長（繁永 和博君） 周知の徹底についてでございますが、今、池亀議員さんも言われたとおり、6月の段階で、宗議員のほうからも指摘がございました。十分ということで町のほうは考えておりましたが、10月の就学前の健康診断がございます。新1年生に入る前の健康診断でございますが、そのときにも、今年度から保護者の方に申請書というか、その用紙を配布いたしまして、事前にお知らせをしたということでございますし、6月におきましても、6月の後半でございますが、福祉課の窓口と支所の総合管理の窓口のほうにもその用紙を置かしていただきまして、いろんな申請に来た保護者に対しましても配布をしていただいております。

現在、学期ごとということでございますが、学期ごとにつきましても、学校を通じて全保護者を対象に配布をいたしているところでございます。

濟いませぬ、もう一つは何でしたか。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 申請書の提出をお願い……。

○学校教育課長（繁永 和博君） 濟いませぬ。申請書の提出でございますが、今のところ、その様式ですか、そういう申請手続きの様式でございますが、それを配布して申請書を配布するということまではしておりませぬ。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 大きな前進がしているようですので、ぜひ築上町にもそういう手続ができるように。

次に、生活扶助基準の見直しによる影響について質問します。

先ほどの文科省の通知では、生活扶助基準の見直し以降の各市町村の対応等を確認したところ、98.5%の市町村で、見直しに伴う影響が生じていないと報告されています。築上町でも影響が生じていませんか。また、影響が生じていないとすれば、見直し前の基準の1.5倍でやっているということでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 繁永学校教育課長。

○学校教育課長（繁永 和博君） 学校教育課、繁永です。扶助費の基準の見直しにつきましては、築上町では、平成24年12月の時点での基準の認定で行っておりますので、今のところ1.5倍で行っておりますので、影響ないと考えております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 見直し前でやっているということですね。わかりました。

次に、文科省は、昨年8月の通知で、5、留意事項、イの項で、「児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮すること。特に、新入学児童生徒学用品等」と福岡県に対して通知しています。築上町では、6月議会での宗議員の、入学前に支給を、という切実な質問に対して、教育長から、近隣等を調査しながら検討を、という答弁をいただいております。

今、福岡県では、北九州市、福岡市、筑紫野市、宗像市——これは新中のみですが——などが入学前支給を決めています。9月議会等で、来年度入学からの就学援助の入学準備金の改善の表明が、今、全国の自治体に広がっています。島根県邑南町では、6月議会での議員質問に応え、来年から早期に支給ができるよう要綱を改正しました。京築地域でも、苅田町が、本12月議会の補正予算に来年度からの支給のための予算を上げています。来年度からの実施は難しいという答弁でしたが、今、検討はどのようになっているのでしょうか。教育長にお伺いいたします。

○議長（田村 兼光君） 繁永学校教育課長。

○学校教育課長（繁永 和博君） 学校教育課、繁永です。就学前の新入学の児童生徒の学用品につきましては、今のところ、前倒しという考えはありません。ただし、今、苅田町さんが12月議会でしたということでございますので、近隣をちょっとお聞きしながら検討していきたいと思っております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 全国で広がっている子どもの子育てに大事な制度ですので、早急に、来年は間に合わないと思いますが、再来年はぜひできるように検討を要望します。

次に、給付型奨学金について質問いたします。

今、奨学金という借金が、若者の未来を押し潰すと大きな社会問題になっています。行橋市では、市長が、「できればこの9月議会にも、行橋市で給付型奨学金を制度設計して上程をしたい」とした発言について、「所管で制度設計に着手いたしまして、9月議会に上程しようとしていたやさきに、国が来年度からやろうという発表がなされた。その結果がどういう形で決まるかを見きわめた上で、改めて制度設計をし直したい」と、9月議会でご答弁しておられます。この問題は改めて質問できればと考えていますが、現時点で、本日は、町長のこの問題に対するお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 給付型の奨学金ということでございますけど、先ほど、国がという話もございしますが、本町は、ちょうど1億円を国が全自治体に出すというところで旧椎田町がこの1億円の一部を奨学金という財源に使って、本来なら果実運用というふうなことで行っておりましたが、なかなかこの果実運用ができないということで、だんだん、この果実運用ができれば、給付型もやぶさかじゃないんですよね。利子をそれに充てていくという形になる。

しかし、これを給付という形になれば、全くその財源がなくなってしまう。そして、あとは一般財源をつぎ込むという形になれば、非常にやっぱり難しい問題もございます。1回、これを給付型を始めればずっと未来、永久的にやらなきゃいけないという形になりますんで、国の推移と、それから、本来なら金利が上がって、この金利で奨学金を出せるようになれば、返さなくていい給付型に変えることもできるんじゃないかなというふうなことを。今、金利が非常に安いときに、今、1億円の一部の財源、たしか8,000万円ぐらい持っておったんですかね。それを財源として、貸し出しをして、返済をして、減らないようにしておるのが町の奨学金の実態でございます、そこんところがちょっとまだ検討の余地が必要だと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 私も、この今の世の中、学生の皆さんが、勉強するのにお金がなくて勉強がままならないという状態を改善するために、これからもこの問題については、質問していきたいと思います。ぜひ、御一緒に、いい方法をやっていききたいと思いますので。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 次に、学校給食について質問いたします。

学校給食における地元産の米の利用について。「地球上の命は循環して成り立っている」という環境教育について。

今回、この質問をさせていただいたのは、1週間ほど前、静岡県のある市の市会議員さんから、ぜひ築上町の学校給食の地産地消の取り組みについて聞きたいという電話がかかってきたからです。それで、教育課のほうから資料をいただきまして、すぐに築上町の取り組みについて電話して説明をいたしました。すると、食育の問題にも取り組んでいるんですねと。ぜひ、うちの市でも築上町のこのすばらしい取り組みを紹介したいというお返事でした。

そういうことで、このいただいた資料の内容を簡単に説明していただけたらと思います。

○議長（田村 兼光君） 繁永学校教育課長。

○学校教育課長（繁永 和博君） 学校教育課、繁永です。地球の上に命は環境にして成り立っているというテーマで、平成15年、旧椎田町でございますが、学校給食地場産物利用促進協議会を立ち上げまして、その環境教育にあわして、学校給食で液肥を利用した米でございますが、シャンシャン米ということで、それを使用していこうということで、まずそれで立ち上げまして、平成19年の八津田小学校を初めに行いまして、完全の米飯給食に取り組むということで行ってきております。平成20年には、西角田小学校、小原小学校、上城井小学校と。それで、平成21年には、葛城小学校、下城井小学校、平成22年には、椎田小学校、築城小学校。そして、最後になります、平成23年度に、両中学校に全部米飯完全給食という形に取り組んだ事業で

ございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 私も、ずっと大阪におりまして、大阪ではこの学校給食が本当に遅れています。大阪から築上町に帰ってきたときに、築上町の学校給食については、大変すばらしいと思いました。

昨日の武道議員の質問でも、練馬区でしたか、視察が来たとおっしゃっていました。昨年、今年と三重県の津市、それから島根県の邑南町、それから豊後高田市など視察に伺いました。築上町と物すごく違うと思ったのが、アピール力です。本当に、邑南町なんかは、もう資料もたくさんそろえて、マスコミにもどんどん宣伝して、まちのすばらしさをアピールしているのがすごいと思いました。

それと、先ほどの就学援助も、1.5倍というのは、全国でも1.5倍でしているところがそんなにないんです。これは、本当に築上町の進んでるところだと思います。そういう築上町のよいところをアピールしていく。そして、ぜひいろんな議会から視察に来ていただいて、私たちが邑南町の直営のレストランで食事をしたりしまして、ぜひ築上町にも視察に来ていただいて、蔵内邸を見ていただいて、今度できる竹内邸にも食事に行ってください、そういうまちの宣伝を大いに広げて行ってほしいと思います。

これは、通告してなかったんですけど、町長にお考えを。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） まちの宣伝ということで、一番最初に町政要覧を合併してからつくりましたんで、もう10年経過しておるんですね。これの更新もやぶさかではないと。これに、全庁的ないろんな取り組みが網羅されるんで、そして、あとは個別にまたそれぞれの課で、これだけは絶対全国に広めたいとか、そういう形でモデルにしてもらえればという案件が多々あります、実際。液肥にしてもそうなんです。

そういうことで、これはちゃんとした形で、よそから来ても恥ずかしくない冊子をそろえてお渡しするというふうなことも、これは大事なことじゃないかなと考えておりますんで、一応、来年、再来年の予算で、ちゃんとした形で、一応見直しをしていきたいなど、このように考えております。

それと、環境の問題です。ちょっとつけ加えますと、いわゆる環境学習で総合時間という時間がございました。当時、椎田町でございましたけれども、それぞれの各学校で、それぞれ環境に対する学習をして、それをシンポジウムということで、発表をずっとコマーレのほうでやってまいりました。

しかし、これ合併して途絶えておりますけれども、非常に全国からも、これは話題になってきたところがございます、ちょっと追加をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 先ほどの信田議員の質問でも、子育て支援のことを言われてまして、昨日の武道議員の質問で、お米代を補助するというのも結構前向きな答弁をいただいていたと思います。本当に築上町が、すばらしいまちだというアピールとともに、子育て支援、多方面にも力を入れて築上町をよくしていくように、御一緒に頑張りたいと思います。

次に、子どもの医療費助成について質問いたします。

地方自治体が、子どもの医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整（ペナルティー）について。

この件につきましては、全国知事会も「国庫負担減額調整措置は直ちに廃止を」と求めています。今、日本の人口問題は喫緊の課題であり、少子化対策に努力している自治体にペナルティーをかけることは、国の重要施策にも相反すると思いますが、この問題について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、この問題を初めて聞いたんですけれども、子どもの医療費、国民健康保険の中で医療費を助成した場合じゃないかなと思うんですけど、私どもは一般会計で子どもの医療費を助成しておるんで、調整交付金の減額は関係ないんじゃないかなと思うけど、そのことを担当課長、はい。

○議長（田村 兼光君） 加藤住民課長。

○住民課長（加藤 秀隆君） 住民課、加藤でございます。池亀議員さんの御質問ですが、これは、現在、厚生労働省が子どもの医療費を独自に助成している市町村に対しまして、国が実施している補助金の減額措置でありまして、築上町では、平成22年度から独自の助成を開始しております。

これにつきまして、この趣旨でございますが、補助金の減額は、助成が安易な受診を招いて医療費の増加を招くとの考えからペナルティーとして設けられたもので、御指摘のとおり、市町村が運営する国民健康保険の国庫負担額を減らしているものでございます。

試算でございますが、築上町でも減額がされております。試算でございますけど、平成27年度の調整交付金の減額としましては、子ども医療費分としまして15万6,381円、乳幼児分としまして16万5,921円の計32万2,302円と、療養費負担金の減額が、子ども医療費分としまして53万9,171円、乳幼児分としまして60万4,793円の合計114万

3,964円で、総計が146万6,266円が減額されているものと推定されます。

これにつきましては、先月、11月30日の西日本新聞にも書いておりますが、厚生労働省は、11月29日から、2018年度からこの少子化対策に逆行するとしまして、自治体などが廃止を求めておったことに対しまして、一部廃止する方向で最終調整に入ったというふうに新聞では記載されております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 今、おっしゃったように、調整の方向に入ってるそうですが、初めは、もう全くなくとおっしゃってたんですね。それが、いろんな巻き返しがあって、ちょっと後退している状態なんです。

本当に、自治体が一生懸命に子どもの少子化の問題で頑張っていることに対してペナルティーというのは、全くおかしいことだと。先ほども言いましたように、全国知事会も廃止を求めています。完璧な廃止を、私は……。

町長は、前回の私の国保税の質問にも御一緒に運動をとおっしゃいましたので、私たちもこういう少子化対策に逆行するような問題に対しては運動をしていこうと思いますので、町長もぜひ、先ほどちょっとわからなかったみたいなので、一緒に頑張ってほしいと。

次に、高校生世代までの医療費無料化の進捗状況について、お伺いたします。

3月議会で、町長は、医療費を無料化という形、これは中学までいち早くしましたけど、今度県が小学校まで無料になるのかな。そういう形の中で、若干今の基金が浮いているから、一応高校生までね。私はもう18歳未満の方は、ある程度無料にすると、そういう一つの考え方が必要じゃないかなと思って。近い将来はそういう形で回答を何らかの形で出さなきゃいかん、と答弁しておられましたが、近い将来の回答は、今進んでいるのでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 加藤住民課長。

○住民課長（加藤 秀隆君） 住民課、加藤でございます。御指摘の18歳までの医療費の無料化につきましては、現在実施した場合にどのくらいの予算が必要になるか。それと、財源についてどうするかについて、今検討を行っているところでございます。

御存じと思いますが、現在、築上町の就学前の乳幼児について、入院、通院、調剤、全て所得制限なしで自己負担なし。小中学生につきましては、通院のみ自己負担、月600円を限度といたしまして、入院、調剤は全て所得制限なしで自己負担なしとした支給制を築上町は独自で行っております。

この制度は、国、県の助成に上乗せをしまして、町単独の助成を行っているものでございますが、福岡県は、これまで就学前の乳幼児につきましては、助成対象としておりましたが、この制

度を拡大し、本年10月より小学生までを対象とするように改正いたしました。そのことにより、町の負担分が減額するようになります。ですから、その財源がどのくらい浮くか、ここら辺を見込みまして、来年度以降の実施を今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 3月議会での答弁が着実に進行していることをお聞きしまして、早急に実施されることを望みます。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 次に、子どもたちが安心して学べる学校について、質問いたします。

ちょっと順番がかわりますが、3番の町内小中学校教職員の非正規率について、質問させていただきます。

子どもの貧困が大きな問題となっている今、学校教育の役割はますます重要になっています。そういう中で、2015年度の福岡県小中学校教員定数に占める正規教員の割合は87.3%で、全国ワースト2位です。

今回、この質問をするに当たり、築上町の非正規率を出していただきました。ワースト2位の福岡県全体の平均12.7%より高い19.3%という資料をいただきました。築上町の非正規率が高いのは、何か理由がありますか。課長に質問いたします。

○議長（田村 兼光君） 繁永学校教育課長。

○学校教育課長（繁永 和博君） 非正規率につきましては、今、池亀議員が申されたとおり19.3%ということで高いということでございます。

私ども教育委員会といたしましては、正規の先生、教諭をぜひとも本町のほうにつけてほしいということで、県の教育事務所等に申請とか要望をお願いしておりますが、県全体の教員数が不足しているということを聞いておりますが、昨年度、今年度から新人の先生方を多く採用するという方向に進んでいるとか聞いておりますが、今現在、学校につきましては、今言われた正規の先生がついていないということが現実でございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 子供たちが安心して学べる学校になるためにも、先生が非正規であるというのは大きな問題だと考えます。これは、県、国の動向もかかわってきますが、ぜひ、先生が、子どもたちが安心して勉強ができるような状況をつくっていくよう要請いたします。

次に、先日、築上町など4自治体でスクールソーシャルワーカーをしている野中勝治さんのお

話を聞く機会がありました。今、学校に通えない、フリースクールなどにも属していない児童生徒が、クラスに1人から2人いる。いろんなお父さんがいる中で、生徒と接する時間が、親御さんが、今、仕事の関係で、長時間労働、過密労働で子供さんと接する時間が短くなっています。そういう中で、一番生徒と接する時間の長い先生の手が足りていないなどのお話を伺いました。

参加されていた不登校の子どもさんがおられるお母さんが、そういう状況になると、仕事をやめないといけない、子どもさんと一緒にいないといけないのでそうすると、下の子の保育園もだめになる。相談所は3週間待ちで、フリースクールなどの子どもの居場所もこの京築地域には少ないと訴えておられました。

いただいた資料によりますと、築上町のスクールソーシャルワーカーは、昨年まで週2回が、ことしから週1回になっています。この状態では、満足に子どもたちを守る仕事ができているとは思えません。配置基準を常勤体制にすること、無理であれば、せめて4校かけ持ちでなく、2校ぐらいの人にかえて、子どもたちを守る工夫、財源があることですから難しいとは思いますが、ぜひこれは、4校というのは余りにも現実に、今ソーシャルワーカーの方が余り運用がうまくいってないという話を聞きます。せめて2校ぐらいのかけ持ちにするように、お考えをお聞きます。

○議長（田村 兼光君） 繁永学校教育課長。

○学校教育課長（繁永 和博君） 学校教育課、繁永でございます。現在、スクールソーシャルワーカーにつきましては、週1回ということで、ことし初めて週1回で実施いたしました。いろんな学校等の生徒児童の家庭問題が少し落ち着いたと。昨年度までは、あれがりましたが、今年度は少し落ちついてきたということで、週1回ということでしておりましたが、来年に向けて、学校のほうからもちょっと要望がございましたので、週2回を検討していきたいということで今考えているところでございますし、2校のスクールソーシャルワーカーの配置ということになりますと、どうしても財源がありますので、ここでちょっと返答はできないと思います。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 今、先生の状態も足りない、子どもたちは今、大変な状況だと思うんです。ほかの養護の先生とか学校の先生は大変だと思います。前向きに検討を要請いたします。

次に、学力テストについて質問いたします。

ユニセフ（国連児童基金）が発表した「先進国における子どもの幸福度」という調査では、15歳の子どもたちの「疎外感」の項で、「孤独を感じる」と答える子どもは、日本が最も多く、30%で、2番目に多いベルギーの約2倍になっています。他国の平均の3倍以上です。日本の子どもたちの置かれている状況の深刻さがうかがえます。

今、2007年から始まった全国学力テストや自治体による学力テストなどによる競争主義教育が、子どもたちを追い詰めています。国連子どもの権利委員会も、これまで何度も、日本の子どもたちの状況について、「日本の教育制度がもたらす過度の競争がいじめ、不登校、自殺などを助長している可能性がある」と勧告しています。

行橋市教育委員会の「ほほえみ教室」、これは不登校の子が行く学校だそうです、そこでは、校長さんがおっしゃっていたそうです「先生が生徒と遊ぶ時間がふえて仲よくなれば、自然と学力が伸びる」と。また、ある県では、たび重なる学力テスト対策で小学生が、「先生、もう十分自分ばかなことがわかったからもう帰らせて」と言ったそうです。

学力テストですが、こないだ学力テストの問題をいただきました。これは、学力テストの国語の問題なんですけど、1枚で1問なんです。それで、内容を読んでみましたら、人によって感想が違うと思いますけど、はっきり言ってあんまり楽しくないテストだなと私は感じました。こういうテストをやらされて、子どもたちが苦痛を感じているのではないかと。

それから、学校の先生の集まりで学校の先生がお話していたんですが、前の学力テストのデータが次から次に送られてきて、それを何百枚も印刷して、それをテストして、すぐ採点して、またデータをとらないといけない。先生にも多大な苦勞があるようです。

築上町誕生後初の総合計画の基本理念は、「築上町は子どもの命を護る」です。「子どもの心と体を育む教育を推進しているのです」と新川町長は当時おっしゃっております。

きのうからの議員さんの質問と教育長の答弁でも、たくさん子どもたちを守りたいという気持ちが語られました。

最後に、教育長から、子どもたちが安心して学べる学校についてのお考えを聞いて、この教育問題の質問を終わりたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 子どもたちが、学校及び家庭、子どもたちの生活環境の中で子どもたちが生き生きと勉強に励み、そして、友達との関係がスムーズにいて、毎日幸せな気持ちで生活を送るというのを我々目指して学校教育をやっております。

学校の中では、友人関係がうまくいくように、あるいは先生との関係もうまくいくように。先ほどの御指摘のように、先生方に少しゆとりがなくて、現状の正規職員も少ないという現状がありまして、これも毎年、委員会のほうでは県のほうに、正規職員をぜひ配置をお願いしたい、定数欠がないように毎年のようにお願いをしておるところでございます。先生方にもそういった子どもたちと接する時間をつくるために、校内の絶対に必要ではないものも、中には考えられる。会議が多いとかいうこともありますので、そういうことを省くようなことも、私どもは学校のほうに要望をして、要請をして改善に取り組んでいこうと思っております。

子どもたちが、先ほどの給食、楽しい、おいしい給食も食べてもらいたいし、そして学校と家庭と十分に子どもたちが元気に明るく生活できるように。学力テストの問題もいろいろございますけど、そういう教育を目指していきたいというように考えております。

先日も申し上げましたが、いわゆる、今度取り組むようになっております地域のコミュニティスクールも、そういった地域の方と保護者と、それから先生方だけが教育に取り組むんじゃないので、先生方と地域の方と保護者が一体となって子どもたちを育てる、そういう社会性のある、また体制のある我慢強い、そういう子どもたちを育てていきたいというように考えているところでございます。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） 本当に、子どもたちを取り巻く今の環境を、私たち築上町全体で守っていけるように前向きに要請いたしまして、この教育問題、子どもたちの問題は、これからいろいろな質問していきたいと思っておりますので。

以上申し上げまして、次の質問に移ります。

11月に防衛省に要望行動に行きました。そのときに、防衛省から騒音調査について、「F2の訓練体制が整った後、調査の時期の検討に入る」という回答がありました。このときに、いろんな関係者から、騒音の範囲の縮小があるかもしれないというふうな話を聞きまして、私は、そんなことがあっては大変だと。現実には、F2になって、町民の方から騒音の被害はふえているという話をずっと聞いております。その中で、範囲が減るということがあっては大変だということで、この質問をしようと考えました。

きょうも、先ほど資料をいただいたんですが、それを考えてるときに、私は西日本新聞を見たんですが、報道では、航空自衛隊新田原基地の補償対象区域の縮小、約1万4,000世帯から9,000世帯に削減を検討している問題で、基地周辺の2市3町でつくる協議会の首長らが、2日、九州防衛局に対し計画の見直しを求めた、とありました。

築城基地の騒音調査で私が聞いた話では、F2は小回りがきくそうです。それで、この防衛省が回答した訓練体制が整った後というのは、小回りがきくF2で範囲を狭くした訓練体制で調査に入られるようなことがあると、この新田原基地と同じ状態になるんじゃないかと危惧します。

築城基地の騒音調査で、このようなことが起こらないよう、事後にこういう、先ほどの行動をするのではなく、事前に町から対策をするよう求めます。

町長のお考えをお聞きします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 築城基地と騒音問題、これはもうずっと昔から言ってきております。

今、一番要望が、私に対して住民から多いのが、コンター内からの皆さんは、平成4年以降の

10月以降、防音の対象になっていない、何でもかという、防音対象の要望の中に入れてほしいということのようです。これが、コンター内からの皆さんの要望。

それから、コンター外ということで一応線引きはされておりますが、この線引きも、道路や河川や、それで区切られていると。一つ隔てたところで、向こう側の家屋はいい、何でも僕のところは悪いかという、そういう要望。そしてまた、飛行機が、一応コンター外も飛ぶと、飛ぶときはやかましいということで、何とか防音の対象に入れてほしいと、そういう要望が本当に私のところに常に。だから私の就任以来、防衛省に要望はしておりますけど、なかなかやっぱりこの要望が聞いてもらえないという。

そういう形で、基本的には、じゃあ防衛省はできないなら防音のお金を町のほうで委託してほしいと。たら、町が、町民が納得する、防音するからと言うけど、それもナシのつぶてという形になっております。

だから、本来なら防音事業の委託を町にしてもらえれば、私もある一定の形で、住民が納得する予算の範囲内で執行できるような形にもっていきたいとは思ってるけど、それも相ならんということでございます。

そして、先般、築城基地は、F15が沖縄に行って、それから、F2が三沢から来るということで、もう既に来てしまっております。ということで、築城基地はF2の部隊が2部隊、一応、部隊数は変わりませんが、騒音がかかるという形になれば、当然昔よりは少しは若干、騒音は緩和されておるんじゃないかと。というのは、ファントムがおるときには非常にもう爆音だったんですね、ファントムという飛行機が。それよりは少しは緩和されておるけれども、F1からF2にかわったときにも、いわゆる態様変更ということで調整交付金の同額の対象にしてもらいましたが、今回は、F15がF2にかわった分は全くしてもらっていない。これに対しても私どもは、飛行機の形がかわれば態様変更だということで、態様変更の協議の申し入れをしたけれども何もしてもらえなかったという状況がございます。

もし、新田原のような形になれば、これはもう当然まちを上げて反対しなければいけないという形になっております。ただし、新田原は、飛行部隊が1部隊少なくなったというふうなことで、それで飛行の回数が少なくなったということで、じゃあ飛行回数と飛行部隊が少なくなって、飛行回数が少なくなって、騒音はそんなに変わらないんですね、基本的には。飛行機が飛ばば、コンターがあったり、いろいろある程度の騒音問題は変わらないと思いますけれども、飛行回数が少なくなった形で、一応コンターが半減になったと。たしか、1万2,000ヘクタールやったかな。それが6,000ヘクタールに変わったと、区域がですね。

そういうことで、区域が半減されて家屋数も3割から4割減ってきたというふうな状況で、新田原基地のある新富町長から私のところにも電話がございました。新田原はこういうふうになっ

たということで、私も今、全国の役員をしておるんで、何とか役員会で取り上げてほしいということで、九州からの声ということで取り上げてほしいということで、すぐに会長のところには、私もこういう問題が起きているよということで連絡をして、全国的な形でもまた、防衛省の要求行動になるんじゃないかなと思いますけど。基本的には、一応、騒音問題で悩まされるのは、築上町の住民、それから基地のあるまちの住民が悩まされとるということで、ある程度、住民要求を国もやっぱりそれをしんしゃくして、のんでいただくと。これによって、基地対策が成り立つんではなかろうかなと私も思っておるんで、この問題を強く、まだまだ要望していこうというように考えておる。

というのは、議会の基地対策委員会の皆さんも、一体となりながら、ぜひこの要望はかなえていかなければ、最初に申したコンター内の、いわゆる告知日以降の家屋の防音とコンター外も拡大という、これはもう当然住民は要求するわけでございますし、いつかこの要望がかなえられなければ、住民が爆発する場面が出てくるんじゃないかなと思っておるんで、そこのところ、そうならないように要望をしていこうと、このように考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（7番 池亀 豊君） ずっと、私、議員になって2年、防衛省交渉は2年目ですが、ずっと皆さん、議員さんがおっしゃっているのは、10年運動して何も進んでいないと。今回、進んでいないどころか後退する危険が起きているわけです。言語道断だと考えます。

以上、申し上げまして、私の質問を終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） ここで一旦トイレ休憩とします。再開は午後2時からとします。

午後1時45分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番目に、1番、小林和政議員。小林議員。

議員、議長から1個お願いがございます。みんな疲れて、眠気がさしたき、準馬力で1個お願いします。

○議員（1番 小林 和政君） 御期待に沿えるかどうかわかりませんが、一生懸命やります。

私は、前回に引き続いて、消防本部の使途不明金の質問に入らせていただきます。

町長、今もう、切りがつかしましたか。切りがついたとお考えですか、この問題は。今の考え方をちょっと教えて、今現在の考え方を。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） けりはまだついておりません。というのが、裁判を民事訴訟で行っておりますので、これが判決が出れば、後の対応を考えていかなきゃいけないと、このようなことで理事会では一応議論をして、その後の対応をどうするかという判決が出た後にやると、こういうことでございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） ということは、まだ先があるということですね。

実は、今回の不明金が今年の5月、6月に発覚した時点から、今までのずっとの流れの対応を見てきました。前回の一般質問でも、この対応の仕方いかんによっては、消防本部のみならず、それを形づくる我々の自治体に対する根本的な信頼さえ失う危険性を感じておるから、しっかり対応するべきではないかということをお願いしました。

まず、私、その項目を3つ上げていますが、一番先に、調査委員会の関係で出しています。これは、何でこれを上げたかちゅうと、発覚してからこれまでの対応の仕方をちょっとお尋ねしながら見直してみたいからです。で、具体的な過去に発生した内容については、2項でお尋ねしますので、初めは、対応だけの流れをまず整理していきたいと思えます。

まず、その具体的なお話をお尋ねする前に、この調査委員会という本名は何ちゅうかということと、その責任者はどなたであるかをちょっと教えてください。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本でございます。調査委員会の正式名は、京築広域市町村圏事務組合広域圏消防特別会計に関する特別調査委員会であります。委員会の委員長は、後藤元秀組合長でございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） で、この発覚直後にこれが組織されて、実際、先ほどの内容の調査を行ったわけですね。一番最後に行われたんはいつですか。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本でございます。ちょっと時間をいただきたいと思えます。

○議員（1番 小林 和政君） 課長、いいです。時間がかかればいいです。私のほうが申し上げます。

この調査委員会が、活動して最終的な結果として、ことしの7月の16日付で報告書を提出してますよね。この報告書——7月16日付です——を提出した時点から後、この委員会は開かれ

ていますか。

○企画振興課長（江本 俊一君） この報告をもって委員会は終了しているものと認識しております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 町長も同じようにお考えですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私は委員会には入っていないのでその内容はわかりませんが、委員会での決議事項で一応終わったとは聞いております。

そして、基本的にはどうするかということで理事会で協議をして、民事訴訟に踏み切ると、刑事訴訟はもう終わったんで、あとは民事訴訟に踏み切って、その判決が出た後、もう少し対応を考えようと、そういうことになっています。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） ということは、確認したかったのは、7月16日以降の対応については、理事会決定での対応であるということですよね。それでいいですよ。で、これが、具体的には、徐々に申し上げますが、最終的なものとして、この7月16日の報告書をもとにして、最終的なものとして10月1日の新聞記事に載っておりましたが、9月30日に、この当事者に対する判決が出た。2年の実刑判決です、判決は。2年たったら出てくるという判決が出ました。これは9月30日に行われています。

ということは、判決が出たということは、町長のおっしゃる刑事裁判が終わった。で、この関係についてはもうこれで終わり、その後は民事訴訟を起こして損害補填してもらおう。こういう形ですよ。

じゃあ、その9月30日の判決が出た後に、いいですか、その後に理事会で決定した内容は、損害賠償するときの金額については、もう決定しておるんですかね。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 金額においては決定をして、議会の承認を得て、訴訟に踏み切っておると、こういうことでございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） ということは、10月1日付の新聞によりますと、もちろんこれ、ちょっと余談になりますが、新聞でもあんまり興味のあるやつとないやつがあるわけですよ。新聞の記事でも、私ここに持ってきてますが、これがある一つの新聞の記事です。10月1日の判決が出た翌日の新聞です。ほかの新聞、これ2紙分ですけど、この程度なんです。こういう内容で新聞に取り扱われるぐらいの内容しかないというふうに、新聞も考えておるかもわからん。

町長がこの時点で、刑事告訴というのはこれで決着がついて、この後は民事訴訟なんだというふうに考えておられるということですが、これまでの間に、これを先に申し上げますと、この2年に対する金額は1,740万円ですよ。1,740万円の横領を認めたと、本人が。これに対する判決が出た。警察も、これで終わりだと、この金額で終わりだというふうに出ていますよね。犯罪として立証できる金額は、これだけだということを出ています。残りについては、全て、新聞は、2回目の部分については本人の横領であるか、その他の不正なりミスがあったかどうかは全く闇の中だというような記事に書いてますよ、これに。

ところが、先ほど、民事訴訟で裁判をしております。金額は決定して、議会も通していますよというお話でした。その金額については、どれだけとを考えておられるんですかね。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本でございますが、済いません、もう一度お願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 何しよるかね。小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） ちょっともう一回言います、いいかい。

○議長（田村 兼光君） ちゃんと聞かんかい。

○企画振興課長（江本 俊一君） はい。済いません。

○議員（1番 小林 和政君） 不明金は問題ありますけど、1億何百万円になってます。犯罪として認められた金額は1,740万円です。で、それ以外の補填について、実際もう民事訴訟を起こしたという町長のお話でした。その訴訟を起こしたのは、議会も通ったということでしたから、当然、金額も決まってる話だろうと思ったから、何ぼの金額で訴訟を起こしておるか聞いています。

○企画振興課長（江本 俊一君） 済いません、企画振興課の江本でございますが、先ほどの小林議員の御質問でございますけど、町長は、もう訴訟を起こしたというような発言をされておりますが、今、訴訟に向けて準備をしていると、私、ちょっと認識……。 （「起こしとる」と呼ぶ者あり） 起こしとるんですか。そうですか。ちょっと済いません、そのあたり認識がございませんので、ちょっとそこについては、ちょっと私、承知しておりません。申しわけありません。（発言する者あり）

○議長（田村 兼光君） 何考えちよるかや、ちゃんと……。町長。

○町長（新川 久三君） 今、金額は定かではないですけど、1億円近い金の損害賠償請求を行っております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） あのね、町長、口から出任せんこと言いよったら……。

○町長（新川 久三君） 出任せじゃない。

○議員（1番 小林 和政君） いい、いい、後から問題になりますよ。

その時点で、金額が確定しておるとおっしゃってますけど、これも10月の4日の時点で、新聞記事ですよ、10月3日の理事会で9,840万円ですよ。9,840万円を1億986万何ぼに修正したという記事が載ってますよね。これは、責任者が、後藤市長と責任者の町長2人で新聞記者と会見して発表したことなんです。ということは、この時点で、この以前については9,830万円という数字の根拠でやっとするはずなんです。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 金額は、そういう1億近い金額で、今、弁護士と作業中という課長からのちょっと。11月末までの経過は、弁護士と。一応、議会には、訴訟するという事で議決をいただいておりますということで、実際にはまだ裁判所には提出してないという事務局の今、ちょっとメモ書きがきましたんで。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 町長、おかしいでしょ。話にならんでしょうが。答弁されて、実際そうやなかった。何でかちゅうと、今度の問題については、理事の1人である町長ですら、その程度しか知らない。我々も新聞記事だけなんですよ。ほかに知らない。だから事実がどうであったか、わからんわけですよ。だから、この特別調査委員会、これがその後の、その後よね、その後のいろんな対応の根拠になることを調べたんです、この特別委員会がね。この特別委員会が調べた内容に基づいて、先ほどの金額の1億何ぼも、この委員会が調べて出した数字なんです。これのもとになる部分が、この委員会なんです。だから、それに出てくる数字というのは、極めて曖昧な形しか出てない。具体的に知らされておる場合が全くないわけです。

これは2項の具体的な内容についてお尋ねしますが、この特別委員会が、いいですか、当時の消防管理者である後藤市長を委員長にして調査がなされた。ことしの7月16日時点で、この報告書はどなたに出したんか、課長、御存じ。報告書の提出先は、この委員会が報告書をつくって提出した。どこにしたんですか。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本でございます。私が特別調査委員会にオブザーバーとして傍聴いたしまして、調査委員会が終了後につきましては、その情報はいただいております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 要するに、知らんちゅうことですよ。

じゃあ、後藤委員長で、この調査委員会をやった。で、報告書をまとめた。それを出したのは、

理事会に出したんじゃないですか、町長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 理事会に出ておりますし、皆さんにも1回ちょっと拝見させて回収した、あの中にも入っておったと思いますけど。そういう形で、はっきり額はしております。

基本的には、刑事で一応決まった分をさっぴいた感じに、今回の民事の分はなっておると、私は会議の中でそういうように認識をしておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） じゃあ具体的に、もう第1項のその調査委員会自体が、今までの対応の中で、町長の行政報告の中では、ただいま調査委員会を立ち上げて調査中であります。詳細がわかったら、またお知らせします、というような説明をしています。

ことしの3月議会の全員協議会には、消防本部の管理者の後藤市長がわざわざみえて、やはり、「調査委員会で調査しております。詳細がわかり次第報告します。」こういう説明をして、調査委員会を盾にずっときたわけです。それが、7月16日に提出されとった。それ以降の、私が9月の一般質問するまでわかりませんでした、内容について。新聞記事が途中でざらざら出てましたけども、新聞記事だけです。本部のほうから何らかの説明がある形はなかった。そうでしょう。とういうことは、この調査委員会を盾に、引き延ばしを図ったんじゃないか、私はそう感じているんですが、いかがでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） そういうことはございません。それはもう、勘ぐりだという形で、今、引き延ばしとかいう言葉は……。

やっぱり、実態を正確な形でどのように使途不明金が出たかというのを調査して、そして、議会等々に報告するというのが、これの目的でございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） この後、ちょっと具体的に報告書の内容について、課長、入りますけど。町長は、議会に報告するのがこの調査委員会の目的というお話をされてましたけど。この調査委員会の目的というのが初めに書いておるでしょ。少し、その部分を紹介してもらえませんか。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本でございます。調査委員会につきましては、あくまで消防本部の調査委員会でございますので、私の見解としてお答えしてよろしいでしょうか。

○議員（1番 小林 和政君） あなたの見解はいりません。

○企画振興課長（江本 俊一君） 大丈夫ですか。

○議員（1番 小林 和政君） 報告書の目的の初めの項に目的が書いておるんでしょ、その内容を読んでくださいちゅうんです。

○議長（田村 兼光君） 相手の言うことも聞かにゃ。

○企画振興課長（江本 俊一君） 調査委員会の報告書につきましては、広域圏事務局より損害賠償請求、今準備をしておりますが、その法手続を進めている関係上、もう少し公開を待っていただきたいとの要請がきておまして、あと広域圏議会とも十分協議した上でお示ししたいということでございますので、今ちょっとその報告書について私がお答えすることはちょっと控えさせていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） あのね、先ほども申し上げましたけども、この問題が発生して、ちょっと申し上げましょうね。この問題を、皆さんは極めて小さな問題とお考えになっちゃうやないかと思うんです。

きのうの一般質問で、吉元議員がお話に出してございましたけれども、京築の水道企業団で16億円ぐらいの予算の工事が出たと。その中で、5億円ぐらいのお金がどうのこうのいうお話が出てましたけど。

そんな大きな数字でないからということで、これが小さな問題というふうな認識をされとるんじゃないかと。私は、だから、大したことない問題だから、引き延ばすことによって、この問題もそのうち静かになるだろうというふうに考えておられるんじゃないかという気が物すごいしてならん。だから、あえてこういうふうに申し上げております。

いいですか。じゃあ、報告書以外の質問をします、この内容について。

消防本部の年間予算は幾らですか。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本でございます。今、ちょっとその正確な数字の資料は持っておりません。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 非常に、大きな問題があるのを矮小化しようと努力されとるような気がしてならんのですか、町長ね。町長、御存じですか、年間の予算額。なかったら、私申し上げます。わかりません。

消防本部は、例年、14億何千万円ぐらいですよ、財政規模が。14億数千万円ぐらいの年間予算の規模で運営されとるわけですよ。

この、後ほど問題にはしますけど、基金額というのは二つの項目があつて、基金、預金ですわ

ね、基金は2項目あって、1億円に届かんぐらいの金額しかないわけですよ。そういう財政規模、14億何ぼ。

うちの町は132億円ですよ、補正予算組んで。10分の1ぐらいですよ。うちの町で言うたら、1億円超えたら、もしうちの町で10億円ぐらいの使途不明金があるというような問題なんですよ。これを日がたつことによって、具体的な数字を出さずに、時間をたちさえすれば、沈静化して流れてしまうんじゃないかというふうにお考えになっておるんじゃないかちゅう気がしてならん。私は、うちの町で10億円の使途不明金があったら、関係者即刻懲戒免職でしょう。当然、これに関係する連中については、それなりの法的裁判を受けてもらわな。こういうぐらいの規模の数字じゃないかというふうにご考慮しておるんですが。

町長、いかがですか、あなたは。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 小林議員がそう考えるわけです。我々も考えております、実際に。最終的に、どこまで現金が返ってくるかということを考えて、まず訴訟をやらなければということで、理事会でこれが一致しているところをございまして、基本的には組合長以下、そういう形で全て真剣に考えておりますし、それをあやふやと言われても、ちょっと私も心外でございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） じゃあね、7月16日に報告書が提出された、この報告書です。私、前回でもこの報告書を公開しなさい、それが一番町民に対する責任の果たし方になるんじゃないかと、こう申し上げました。それによって、町長勇気あったと思いますけども、出してくれました。

私が、前回の一般質問、9月の8日の日に見せてもらえるんじゃないかということやったら、町長いいですよということで出してくれた。そのとき、課長がちょっといろいろ抵抗してございましたけど。実際、出していただきました。9月の10日の午後に、これ郵送かなんかで郵便受けに入っていましたんで届いてました。土曜日に着いて日曜日、月曜日の午前中に課長が取りに来たわけです。で、1日以上ありました。十分読ませてもらって、十分研究させていただきました。

ただ、多少メモ程度の残し方しかなくてないので、メモぐらいしか頭にはありませんけえ、日を置くと、新聞記事にたどりながら、2項目の具体的な内容についてお尋ねしていきたい。

しかし、これも、先ほど課長がおっしゃるように、報告書の公表をやめてくれということなら、これは中身になりますんで、恐らく答弁出てこん。だから、私が覚えている範囲で、私が記憶違いで間違った部分もあるかもわからん。しかし、我々でさえ新聞記事以上のものは知らない。住民の方たちは、なお知らない。そのまんま、発生してから1年半過ぎた。今から裁判して、いつ結審するか知らんけど、また1年かかるかもわからん。それまでこのまんまずっと何にも出さん

で、町民が忘れ去ってくれるのを待ちよるような気がしてならん。だから、もう一回再度、ここで続けて、内容を少し皆さんに知ってもらうために言いたくて、今度の一般質問組んだわけですよ。

だから、私の記憶で、あなたが公表できんだったら、私が申し上げる内容は、間違いやったら間違い、あるとは言わんでいい。報告書の内容について、私の記憶でお話しますんで。間違いのときは間違いちゅうてください。そうじゃないときは、言わんでいいですから。いいですか、私の記憶の誤りもありますから、これは間違ってますときは間違ってますと言うてもろうていい。どうです、こういうやり方、いかがですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、我々が今決定したことは、本人を懲戒免職にしたということで、退職金はこれはもう払いませんよね、基本的には。

それと、現在おる消防職員の処分を、関係職員の処分はしております。しかし、退職者には処分ができないというふうなことで、あとの分は一応、判決後にどうするかということで、これは、今ここで述べることはできないということになっております。

それと、理事会での報酬は全て支給しないということで、これはもう議会のほうに提案して、いわゆる組合長以下報酬を全てゼロにするということ。

それとあと、これは組合管理部の首長です。消防組合非幹部の首長は2分の1を減額すると、そういうふうなことで議会のほうに提案をしております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。もう済んだか。

○議員（1番 小林 和政君） 今、順番がずれてしもうて、先ほどの報告書の内容が公表できんちゅうような内容になると、非常に、やられんわけですよ。

報告書が、この前の9月の段階では理事会に正式に出してないから公表されんちゅうような理由でせんちゅうことやった。今度は、裁判が終わるまで公表されんちゅうたら、いつになるかわからん。こういうのを見よると、いつまでも引き延ばし策を持ちよるだけやないかということで感じるということになる。

で、もう具体的な内容をちょっとお尋ねしますよ。

報告書に関係ない部分から入ります。

これ、知らない方、新聞記事だけ見た方がわかると思うんですが、いいですか、裁判の中身のことなんです。裁判の中身については、裁判の内容の中で、被告が、今から6年前に使途不明金が判明しかけた。そのときに、本人の負担と、先ほど、初めに基金のお話をしましたけど、基金から埋め合わせで一般会計の帳尻を合わせた。これで、その年の決算は通り過ぎた。こういうよ

うな内容で出しとるわけです。

そのときに、私が記憶しておるのは、4,500万円補填したということだったと思うんですが、裁判の中では、ちょっと自信がないんですが、裁判の中で本人が、そのときは6,000万円補填したって新聞記事に出ちよるんですよ。この6,000万円の補填を6年前の2020年の5月ごろの決算時期に補填したという本人の言葉が出てます、本人の言葉が。これは、報告書に載っておるか載ってないかは別として、ありましたんですか。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本でございます。裁判の中身の詳細については、事務局から連絡を受けておりませんので、承知しておりません。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 町長、理事会ではこの話は出てませんか。

新聞は、9月17日付の新聞に載ってます。ちょっと詳しく読みます。「被告は、公判で10年6月に本部職員から決算と預金残高がずれておるといふ指摘を受けて、私費と本部の基金から計6,000万円を公金口座に入金し、帳尻を合わせたと言った」とこういうように書いておるわけです。9月17日の段階です。

これについては、こういう事実は理事会では出てませんか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一部発覚したのは、返済したということがございます。

それで、当時の担当職員ですか、これで終わったという認識があったということで、発言をしているちゅうことは、これはございますけど、こういうのを含めて最終的にどうするかというのを裁判後に決めていくという形になっております。そうしないと、物事が進まないという形になりますんで。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） あのね、住民の人たちは、新聞記事でこういう事実があった。使途不明金がこれだけ出ておる。犯人も逮捕されて、2年の判決が出ておる。しかし、その詳細については全くわからない。

この1億九百八十何万円の使途不明金というのも、本部が修正したのは11月4日の日ですよ、3日かな。違うた、10月の3日の理事会で初めて修正したという報告をしています。10月の3日に、それまでは、使途不明金は9,830万円、それをその理事会で1億986万円に修正した。ということは、このときまでは9,830万円が使途不明金やったわけですよ。さきに町長お話ししたけども。で、こういうふうには総額の修正ですらこの時点です。新聞記事は、もっと早うから1億円を超えるん出てました。

町長も、1億円を超えるという行政報告はされております。だから、それ以前から、町長、9月1日付の行政報告で、もう1億円を超えるという報告を議会でしております。そのときに700万円以上返還したというような説明も出てますよ。

で、この全部はきちっとした数字はわからんわけです。だから、報告書が出らんと話がでけん。ということは、発覚して、もう1年半たつ。今から裁判を起こす。まだ、具体的には、町長の勘違いで裁判を起こす準備をしておるんです。じゃあその総額何ぼになるかちゅうと、この1億何ぼの金額との差額だということ。ということは、補填したのは、本人がどれだけ補填したかもはっきりしない。それも公表できんで裁判だけやりますという内容なんです。こんな対応の仕方です。こんな対応の仕方です。初めに申し上げましたように、根本的な信頼を失うきっかけになりやせんかという気がするわけです。こんな対応の仕方です。町長、よろしいんでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、ここでこういう議論というよりも、広域圏の中で、私も誠心誠意、いわゆる究明はやっていっておるという形になりますし、それから再発防止はどうするかということで、消防管理者をかえていこうということで、もう既に、みやこ町長のほうは消防管理者になっていっておる。

で、もう消防管理者は全部、全ての加盟市町村が順番制でいこうと。そして、出納責任者も、それぞれの消防管理者の会計管理者が出納員になって行っていこうというふうなことで、不正防止は、今までやっぱり長く1人の人に会計事務をさして、そして出納も出納責任者も会計管理者、収入役及び会計管理者ですか、これもちょっと事務が乱雑だったということで、会計者に任せておったと、広域圏のです。印鑑も通帳も渡しておったと。こういうことは言語道断だということで、我々はそこまで理事会では把握してないんですね、基本的には。だから、それを改善しようじゃないかということで、そこまで今は改善をやっていると。

あとは、裁判によって、事後処理をするということで認識をしていただいて、あとここでいろんな話をしても、まだちょっと無理なと私は考えておるんで、お願いしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） だから私は、報告書は、後藤さんが来て、報告書が、詳細がわかり次第報告しますという説明して、うちの全協に来て報告して帰っておるわけです。

7月の16日に報告書が提出された。これで、調査委員会は終わったんですよ。終わったんですよ、それ以降一切やられてないんでしょう。終わったという認識ですという答弁いただきましたけども。

じゃあこの後、調査をする。これは、物すごい隠そう隠そうとしておるんじゃないかちゅうのは、この新聞でも、金額は確定しておりません。ただいま調査中ですので。調査中ですから、そ

の損害賠償する額も決まってません、ちゅうように出とるわけです。

だからそれがなして、こういうことかちゅうと、もうこれ、議長、いいですか。

○議長（田村 兼光君） ああ、いい。

○議員（1番 小林 和政君） ちょっと言い過ぎますけども。

○議長（田村 兼光君） いいよ。

○議員（1番 小林 和政君） 言い過ぎますけども、私が、この報告書を1日半かけて読ましてもらうた、私は。それと、新聞記事に沿って、私がつかんだ事実を申し上げます、今から。どうしてかちゅうと、このまま置いたら、今から半年、1年も住民の方に何にも知らせないまんま、通り過ぎていくことになります。

だから、私が調べて記憶にある範囲、間違うちよったら間違うちよったって言うてもろうてもいいし、もし、修正できんのやったらせんでいいです。私の記憶違いで発表したっていうことにしてもらって構いません。

こういう話をします。いいですか、議長。

いいですか、この問題は20年以上前からある。こういうふうな内容なんです。

2005年、今から10年ちょっと前に、実際、不明金がある。この犯人とされる方が上司に申し上げた。申し上げたけども、ほかの業務が忙しいんで、そのままになってました。これは、裁判の結果の中でも発言で出てます。こういうふうな内容で、その場は通り過ぎておるんです。で、そのままおる。そして、報告書の検証欄には、平成10年から書類が、10年しか残ってないからちゅうことで……。平成10年やなかった、2010年からやったかな、ちょっと忘れたけども、要するに過去10年ぐらいの毎年の横領額が並んであります。これが発覚した22年の、5月に発覚したんで、先ほど申しました4,500万円とか6,000万円とかいう数字が出た年。その年に発生した横領額は、小さい金額は覚えませんが二百何十万円、同様の手口で発生したという数字が出てます。

で、問題はここなんです。その事実が判明しても、そのまま残ったんで、何にも変わってないんです。

だから、平成23年のころに、発生した金額が2,300万円ぐらい、ごらんになってください。22年の次の年が、10年ぐらいの間で最高の額になつとるんです。過去10年から見てもろうたら最高額になっておる。これを合計したのが1億989万円なんです。2015年までをね。

一番問題なのは、今から6年前です。平成で言うたら22年ですよ。この22年の年に、一旦公金を不正隠しも含んで、ほかから入れて整理した。その年は200万円ぐらいの横領金額が発生した。しかし、その次の年に二千何百万円という数字が発生した。過去の中で最高なんです。

それで、その流れが同じような額でトータル1億九百何万円になっておる。これが、今度ので来とる数字なんです。

ということは、この時点で何も処理も、対応も何もしてないし、同じ人が同じ理事におって。本来なら発覚したその次の年に、一番多い額の金額が発生することは極めて不思議なんですよ。どうです、課長、私に間違いがあったら修正してください。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本でございます。報告書の詳細全てを覚えてるわけではございませんが、概ねそのようなことだというふうに記憶しております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 再度お断りしますが、これはあくまでも私のメモと記憶に基づいたお話ですので、もし間違った部分が数字等でありましたら、後日修正させていただきます。

あくまでも、報告書が出てこんから、こういう話をせざるを得んです。住民の方は全く知らないまんまやっていく。こんな大きな不祥事が発生して、裁判があるから。初めは、調査委員会がやりよるから。今度は、裁判があるからと実際、何も説明されていない、住民の方に。新聞の記事だけ。私らも、大して変わらんような内容で……。それで、そのまま通り過ぎていこうとしよる。

こういうことは、消防本部に対する根本的な信頼の問題ですよ。それを、消防本部で毎日一生懸命仕事してくれておられる方が、総勢130人ぐらいおられるそうですよ。じゃあ、この人たちですら、そういう目で見られる中で仕事をしていってもらわにゃならん。早く修正せんと、やっていたいておる方たちに、極めて申しわけない状況やないかと思う。

私は、この理事会なり消防本部の体制というのは、極めて大きな過ちを犯しておる。根本的な行政に対する信頼を失うような対応しかできてないやないか。

だから、具体的な数字を出して、悪いときには悪いちゅやあいいんですよ。言うが本当なんですよ。それを何らかの理由をつけて、長く延ばしていこうという体制にしか私には映らん。こんな行政であっていいか。この前も申し上げました。公共機関のあるべき姿か。

新聞記事によりますと、毎年行われる監査でも見抜くことができなかった。こんな監視体制で、住民、町民の危機管理が本当に対応できるのか。こんなことを書かれてますよ、新聞に。そりゃそうでしょうよ。原因をきっちりして、本来私は、この調査委員会が徹底的に事実を解明して、責任者は誰かを特定して、住民の皆さんにきっちり説明する。今後はこうします。責任はこうして取らせます。裁判はこうします。こういう形をきっちり説明することが、最も必要なこと。その一番もとになる報告書が出せんのだから、私らが言うことができない。住民の方たちは、心の中では、何しよんか、そんな状態でいいんか、という気持ちを持っておられても、何にも根拠が

ない、言われん。だから、私はあえてここで嫌われ役をやろうということで、無理やりいろいろ申し上げてます。

これねえ、先ほど新聞記事もあんまり興味がない、大したことなんだろうというふうを考えておられるんじゃないと思うた。よその7つの市町村にとっても、全体でつくった中でこれがある。誰も何もやってない。よその報告は、ほかの町村で誰かが住民に対して説明したということも一切聞かない。ということは、誰も言わない。このまんまいって、この不正を見逃して、このまんまやって、本当に公共機関としての責任が果たせるんか、私はこう思うてますよ。町長、これでいいですか、本当に、あなた。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 悪いから、一応、今は訴訟がまず第一だということで民事訴訟を行って、その民事訴訟の結果によっていろんな手だて、法的な措置はできるものとできないものがある。あとは任意的な措置というものもございますし、それは、今申し上げるべきじゃないというふうなことで。

そして、年度ごとの不明金も出ております。だから、そういう形の中で、いろんな吟味をまだやって、結論をつけて、あといろんな手だてをしながら、不明金も回収金額まで持っていきたいと、こういうのが理事会の意向でございます。

それで、私1人ではございませんので、他の理事もあるんで、一応、報告書という形は、基本的には本部のほうの意向で、私は見していいと思ったんですけどね。そういう形で皆さんに配って。そしたら、回収してくれと言うから、それはわかったということで回収しただけのことでございますんで、そこんところは誤解のないようにお願いします。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） 一理事の立場で、そりゃ行き過ぎたようにとられて非常に立場が悪いようになってんじゃないかということで、私も心配はしてますよ。ただ、町長のその気持ちちゅうのは非常に大事と思う。

ただ、それが全体として出てこんと、うちのまちだけじゃないでしょ、全体で、行政自体に対する信用問題になる。

例えば一つ、この途中で何かの問題が起こった。いろんな問題があると思います。私もある程度聞いています。この問題が、また消防署でほかに問題が発生したときには、こういう体制だからちゅうことになります。消防本部の体制だけやないですよ。7つの自治体全体としての信用低下につながる。私は、これ物すごい危惧してます。

一番大事なことは、今後起こらんようにすることが大事。どういう手だてを打つかもまだ公表されてない。ほいじゃあ、当然数字がはっきりせんし、事実が全くわからんのかする手がないと

思いますよ。私もそうは思いますよ。だから、その公表する、この特別調査委員会の報告書を公表するような方向にしてくれということはこの前から申し上げています。

しかし、それでも、また前と理由がつけ加わって、裁判になっとうけえ出せん、こういうこと。恐らくこの次に裁判が出たら、今度は具体的に、百条委員会で調査しますから待ってください、みたいな理由が成り立つ。ほんま今申し上げましたけど、私の生きてる間に表に出るんだろうかと。適当な対応ができるんだろうかと、極めて心配しておりますよ。

町民の信頼の低下に、少しでも歯どめをかけて、消防職員が威張って、この前も申し上げましたけども、非常に尊敬されるような状況に今なっておる、消防職員が、全国で。この中で、うちのまちの職員だけが嫌な思いをしながらすることがないように、早急に対応するべきだと思いますが、町長個人の考え、理事会の理事としては、そりゃ立場上言えんことがあるでしょう。だけえ、町長個人として最大限のことはやらなければならないというふうにお考えにはなりませんか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） だから、考えとるんはあるけど、今は発表できないというのが現状と。あの手この手で、一応裁判が出たらこうやろう、こうやろうという案件は頭の中にありますし、ほかの理事にもあります。だけど、これを裁判をするまで皆さんに公表するわけにはいかんと。そして、相手にもこれを要求するわけにはいかんというふうなこともございますんで、そこんところは理解してもらわんと。

とにかく、不明金をできるだけ回収していくという気持ちと、それから、今後は不正、こういうことが起こらないような体制をとるということは、もう既に、ある程度やっておりますんで、そこは理解していただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和政君） わかりました。もうこれ、根本になる報告書のつき合わせができて話ができん限りは、もうこれは具体的なこと言うても大して効果はないでしょう。

ただ、住民の方に説明をするのが一番後回しになってる。住民に知らせないような形のまんま、発生してから1年半になります、発覚してから。それが、その発覚した時点で、新聞記事によりますと、過去20年以上からあった。これは伝統的にこのやり方が残っちゃう。途中の発生した時点でも適当な対応をやってないからこれが。だから、今度の1億何千万円の発覚は、個人の犯罪かもしれない、あるいは周りがおるかもわからん。しかし、これを許したのが、この体制、伝統的な体制の中ででき上がった犯罪である。こう申し上げます。

この件については終わります。

もう一点、私は通告で申し上げておった内容があるんですが、非常に、うちの町で、航空交流館を初め、ここ数年の間に大型の工事予定がいろいろ予定として上がってます。非常に、町の内

部だけでなく外部からもいろんな興味、関心を持っておられるようで、いろんな話が入りますんで、ぜひこの場でお尋ねしておきたいと思ったんですが、もう私に許された時間が10分しかありません。

こんな中で適当なことでごまかすような内容ではないと思いますので、この内容については、またの機会に（ ）きたいと思います。

きょうは、これで終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） それでは、ここで一旦トイレ休憩とします。再開は午後3時からとします。

午後2時50分休憩

.....

午後3時00分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番目に、8番、工藤久司議員。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 一般質問最後の質問者となりました。

いろいろきのうから、議員がいろんな角度から町のため、町民のためという形でいろんな質問をしております。

今回、4点ほど、ちょっと多いかなと思いつつも質問事項を挙げさしてもらいました。

まず、企業誘致についてです。

5日に契約を行い、きのうの一般質問終了後に議会議決を得て契約が成立したという運びになったと思います。

まず最初に、この企業、名前もきのう出てますし、きょうの新聞にも出てますので株式会社ジョイフルさんが来た経過について、まず教えていただきたいと思います、担当課長。

○議長（田村 兼光君） 野正商工課長。

○商工課長（野正 修司君） 商工課の野正でございます。企業誘致につきましては、もう5年ほどくらい前からと思いますが、県のホームページや町のホームページ、パンフレットにおいて企業適地の紹介を行ってきたところでございます。

今回の企業、株式会社ジョイフルさんでございますが、ことしの5月の初旬に現地を見たいとの連絡がございました。それから、5月の中旬に現地を視察の後、工場用地で検討したいとの申し出がございました。その後、約半年間協議を重ね、今回の契約の運びとなりました。

経過は簡単ですが、以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 町長とはこの企業誘致に関しても、もう十数年、いろいろ議論を重ねてきて、なかなか思うような結果が得られなかったと思うんです。

今の課長の説明で、ことしの5月ぐらいに打診があったというような形から半年ぐらいで契約の運びにいったということなんですが、今回来る最大のこのポイントっていうのは何なのか、どうして来たのかということところはきちっと押さえておかないと、この次の展開っていうのにも影響すると思うんです。

ただ、県のほうから来たんですよっていうのであれば、今まで何でできなかったのかっていう話にもなりますので、そこの最大のポイント、どう考えているのかをお尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的にはやっぱり物流という形で、東九州道が完全開通したと。これによって、やっぱり当築上町がある程度そういう高速道路に近いという利点がございまして。そして、これを配送するのに非常に利便性があるという形がございまして。

そして、毎日新聞にも書いていましたが、水がいいというふうなことで、そういう判断もあつたようございましてし、とにかくいろんな形でキャンペーンを行ってきたということの中で、やっぱりジョイフルさんが目につけたと。

私どもも、企業をジョイフルさんということで、これは大歓迎だというふうな形で、その後はずっと接触をしてきたという嫌いがございまして。

そういうことで、やっぱりこちらも企業を選ぶ権利もございまして、来るという形であっても、いやちょっと待ってくださいという企業もあるかもわかりませんし、そういうことで、選ぶほうも来るほうも権利、こっちも選ぶ権利があるというようなことで、お互いがある程度そういうことで合意したということがございまして。まだほかにも、ほかの地、うちの企業誘致で物色している企業もございましてけど、まだ一応そこまでの展開は行ってない、接触だけでございましてけど、そういうような状況はございまして。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 水がよかった。物流の拠点として、東九州道も開通をしてその影響もあるだろうということ。これは、聞きたかったのは、何がポイントかというのは、じゃあ水と物流がよかったら来るのか、そうじゃないと思うんです。

例えば、トップセールスとして町長がどのような行動をしたから今回の企業誘致に至ったんだとか、そういうのがきちっとお答え願いたいわけですね。それが次にもつながっていく。

やはり、以前からいろいろこれは、町長とも本当に議論をした中で、物色は来るけどなかなか契約には至らないということで、ずっと何年もやってきたと思うんです。今回、物色に来たのが、

たまたまと言ったらおかしいかもしれないが、おめがねにかなって日奈古のグラウンドに来たのか、縁とはわけが違うので、やっぱそこには町長のトップセールスなり課のそういう町としてのそういうセールスがあったからこそだと思います。その辺、何かあれば、町長お願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） そういう質問であれば、担当課が非常に頑張ったという形になります。一応打診があってから、もう本当にずっといろいろ。そしてまた築上町の内情も向こうが調査してきたんじゃないかなと思いますけど、非常にやっぱりある程度信頼されるまちになったんかなという、一つの嫌いもございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 実はというか、企業が来そうだよという話は、結構前から聞いてまして、いろいろあって、その間に、今言う、課の担当者が一生懸命頑張ったんだろうという話も聞いています。

我々議会も、県を呼んで、ことしの3月にいろいろその県の企業誘致の関係の講演というか勉強会をさしてもらったりとか、いろいろなものをしております。

いろんなものが総合的に加わらないと、なかなか難しいかなというのが今回の成果だと思いますので、まだまだ企業適地としては干拓もありますし、まだまだあると思うんで、そこに、これを機会に誘致をするのか、今後の展開についての町長の考えをお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、本当は県の工業団地をつくってもらいたいとは思っております。

しかし、きょうの新聞で、県は苅田のほうにという新聞記事がございましたですね。少し小さな団地でもいいから、県に何とかつくってくれんかという要望は、僕は行こうと思っていますけれども、それがかなわなければ自前でも企業誘致用地をちゃんと用意しておかないと来ないと。農地のまんまの募集じゃ来ないということもわかりました。

というのが、日奈古グラウンド、すぐに宅地になると、転用できるということで工事にかかれるということで、これも非常に魅力だったと思います。

だからやっぱり、企業誘致をということで雑種地もしくは宅地等々のすぐに建物が建てられる状況の整地をしておかなければ、なかなか来ないという状況もあろうかと思っておりますので、財政力に応じた形での長短でもやっていくべきところはやりたいと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 今、来たからそういう回答なのかなと思うんですけど、そういう

話は町長、以前からしてたと思うんですね。過去のことを言ったらあれですけど、来るような話も、来るなら来て勝手にやってくださいみたいな企業に、造成からしてくださいみたいな話もしたような話も聞いています。

今、ようやく来たから、企業団地が必要なんだなというのは余りにも遅すぎて、今回来たからということなんでしょうけど、それはもうわかり切ってることだったと思います。

もう、来たことに関しては、本当にありがたいし、大歓迎なんですけど、創業までにまだまだいろいろあると思うんです。ですから、この企業を創業するまでに、立ち上がるまでに、いろんな人からの横やりとか何かということは想像しなければいけないと思うんです。そういう話もよく聞きます。ですから、そこは、きちっと町長として腹を決めて守ってやらなければ、今回のこの企業に対しての、来てくださいという受け入れが、恩には報いれないと思うんです。そのあたり町長、どうですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、用地の売買契約が成立したということで、あとは建設に向かってはいろんな形の協議も出てこようと思っておりますし、サポートするところはどんどんサポートしてやらなければ、企業のほうはまたそっぽを向いて建設中止とかいう形になる場合は困りますので、いろんな形で連絡を取り合いながら、サポートはしていきたいと、このように考えています。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） では、ちょっと内容のほうに入らせてもらうんですが、雇用の面です。

以前から、働く場所という形で町長言ってたと思います。働く場所は今回確保できそうなので、雇用に関しての町の考え方をまず教えてください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 極力、築上町の町民を雇用していただく。しかし、幹部職員は本社から来る可能性もございますけど、基本的には、あと正職員あたりもちゃんと雇用してもらって、そしてパートも入れるという話も聞いてますけれども、極力、築上町の人を採用をということでお願いはしてまいります。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） その辺の話はきちっとやっていただきたい。ただし、町長言っとくけど、今、雇用は難しいですよ。相当厳しいと思います。

私が聞き及んだ話だと、物すごいオートメーション化する工場を建設するという話をちょっと聞きました。オートメーション化するのにもかかわらず、規模は100人ぐらいという話も聞いております。ですから、結構大きいんだろうなというのは想像できるんですが、雇用の面に関し

ては、例えば、食品産業ということをちょっと考えると、給与面または福利厚生とか、そういう雇用面に関してうちの町がどれだけ、今、町長が希望は何人かわかりませんが、うちの町から雇用してくださいって言っても、それに手を挙げる方はいるだろうか心配はあります。ですから、今からすぐにでも手を打って、そういう面に関しての対応をしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 建設と並行した形で、ある程度向こうも人員確保ということを中心にしなければ創業はできないということになりますので、建設と並行した形で、ある程度採用をどうするかということで協議はしていきたいと、このように思っております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） ぜひ、積極的にやっていただき、また次につながるような動きをしていただきたいと思います。

次が、日奈古のグラウンドに関してです。

地元との協議もされたって話は聞きましたし、地元、あそこのグラウンドを使っていた今までの少年陸上とか各種町のイベント等をしてたと思います。そういう各種団体との協議、地元との協議はどういう話になっているのかをお願いします。（「課長からちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（田村 兼光君） 柿本生涯学習課長。

○生涯学習課長（柿本直保美君） 生涯学習課、柿本でございます。ただいまの工藤議員からの御質問にお答えします。

定期練習をしている自治会につきましては、日奈古グラウンドの使用はできなくなることに付いて、直接グラウンドの、練習しているときに説明を行っております。

体育協会、少年スポーツ団体、通常使用している団体につきましては、日奈古グラウンドの使用の申請時に、企業誘致の関係でグラウンドが使用できなくなるということを伝えておりました。

また、年に一、二回しか使用しない団体等もありますので、そういう団体につきましては、今回の契約の日程を商工課のほうから聞いた時点で個別に電話で連絡をとりました。

今後につきましては、サンスポのグラウンドと椎田グラウンド、築城グラウンドの3カ所を使用してもらうようにお話をしております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 今ある施設を有効に使うというのは当然だと思うし、そうしていただきたい。ただ、いろんな条件があると思うので、使用料の問題とか、そういうものも含めて、今までどおりの対応をしていただきたいと思います。

で、近くなった人もおれば、遠くなった人もおるといような話を聞きますし、グラウンドゴルフをやっている団体の人たちも、今度どこでするんだろうとか、どうだろうかっていう話を私に限らず、ほかの議員さんからも話がありましたので、その辺の説明を、ただ説明するだけじゃなくて、じゃあ本当にそういう競技団体とか少年スポーツのクラブにしてもちゃんとした話をし納得したのかってところをちょっとお願いします。

○議長（田村 兼光君） 柿本生涯学習課長。

○生涯学習課長（柿本直保美君） 生涯学習課、柿本でございます。企業誘致の話がありましてから、いつの段階で説明をしていいのかっていうのがちょっとうちのほうでも判断が遅かったんですが、グラウンドゴルフをしている団体につきましても、11月ぐらいになったと思うんですけど、職員が直接現地に行って、先ほども申しましたように話をしています。

やっぱり、場所については、グラウンドの状態も日奈古が一番いいので、といような話もありましたけど、町内3カ所のグラウンドがありますので、そこら辺を使ってもらおうようにといことでお話をしております。

以上でよかったですか、済いません。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 納得するように説明をしていただかないと、結局、企業が来れば妙なところで変な反対みたいなことが、不平不満が出ると、いろんな影響があると思います。

もう一点、商工課長だと思うんですが、地元との協議、説明会をしたと聞きましたが、そのときの内容をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 野正商工課長。

○商工課長（野正 修司君） 商工課の野正でございます。ただいまの質問でございますが、地元説明会につきましては、上日奈古、下日奈古自治会において11月20日に町による説明会、11月26日に企業と町による説明会を実施したところでございます。

その中で、特に反対という声もございませんでしたし、ただ、車両の通行がふえるという声や照明とか、そういう数件の問い合わせとい心配なお話も出ておりましたが、特に反対という声は出ておりませんでした。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 特に反対の意見は出ていないということで、スムーズに運ぶのかなあと思います。

最後に、ちょっと予算の件です。

きのう議案が出されて、即決で予算が通りました。国に返還するお金が1億二千数百万円です

か、あすこを売却したお金が2億4,000万円か5,000万円ぐらいやったですかね、ということは1億数千万円は利益を得たと、単純に。

町長のこの話の中で、グラウンドの上日奈古の山手側から1本道路を、それと橋が1本しかないので、もう一本橋を引くということでした。そのお金で、恐らく工事とかを補填すると思うんですが、どれぐらいそこに取りつける道路、それにかかる費用っていうのはどれぐらいを考えているのかを、最後にお聞きします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、その売却益でできるとは考えておりません。もう一つ、企業団地を山の手のほうにその道路を回してつくられたほうがいいだろうと思う。そして、遊休的な農地がずっとあります、谷間に。そこを今から交渉しなきゃいかんけど、例えば、どれだけの面積になるのかわかりませんが、検討しながら、工業団地用の道路という形にすれば、相当数お金はかかろうかと思えますけれども、これもいろんな制度を利用すれば、補助金、それから過疎債を利用してつくれば、相当いろんな町の単費は少なくて済むという形になりますし。

今回の売却益でも、一応土地代は全額返還なんです、7割分。7割ほど補助いただいておりますので、7割分返還ということで、土地は買うときは安く買ってあります、実際。そして、売るときは、1番目のところは9,000で売っておりますし、そういう形で若干、土地は売却益が出てくる。町のほうは3割しか、当時出してませんので。そして、後は建物とあれの残存価格の分ということで1億2,000万ほど出さしてもらったんで。

そういうことで、基本的には道路をつくるのは、少ししか足りないと思いますけど、基本的には工場をつくる一つの団地をつくれば、上のほうまで延ばさなきゃいかんかなという形で、構想は今持っておるところでございますので、とりあえずは、あすこに入るところまでつくって、後は逐次、計画にあわせた形でつくっていきたいという構想は持っております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。（発言する者あり）野正商工課長。

○商工課長（野正 修司君） 商工課の野正でございます。ただいまの町長の説明にございましたが、用地買収については、補助率は2分の1でございます。それ以外につきましては、3分の2の補助率で実施した経緯がございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 本当に、企業が期待をして来ていただいた以上、お金は何ぼかかってもとは言いませんが、企業の創業に支障がないように、町としてできるだけのことをやっばしてやってほしいと思います。

もう一点、済みません。企業が来たことで一番期待すること、たしか固定資産税は何年間か免

除とかあったですよ。そうすると、さっき言うた雇用の面とか、いろんな面があると思うんですけど、町長が一番期待をするこの企業誘致を成功したことよっての期待をするものを、最後に1点だけ、簡潔でいいですのでお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、働く場所ができると。そして、例えば、転入もする可能性も出てきますよね。この企業関連の従業員が本町に転入してくるという形もございますし、そういうことで、築上町の活性化につなげるという形が出てくる。

そして、お金の問題になればまた、一応優遇措置が済めば、固定資産税、法人税、それから一応、従業員がふえれば、個人住民税もふえるというふうなことで、少しはプラスになってくるという形になろうかと思ひますんで、これが多く起用が、ある程度出てくれば、これが積み重ねれば、相当な財源になってると、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） まあ、そういうことでしょう。人がふえれば、住民税もふえるし、固定資産税も企業誘致に関する特例措置が終われば固定資産税も入るでしょう。

これ以上いくと、またちょっと長くなるんで、全てのことをやはり考えて、いろんな住宅施設にしても、いろんな議員さんも質問してましたので、そういうものに備えてやっていただきたいと思ひます。

この質問を終わって次に、議長いきます。

2番目は、産業廃棄物の不法投棄についてということで質問を出してあります。

書いてあるとおり奈古地区、これも平成22年か23年ぐらいにもこういう事例があつて、当時の話をちょっと聞きますと、不法投棄をきちつと処分して、きれいになっていたと。

今回、太陽光を設置する企業さんがそこに来たところ、地元との協議の中で、また産業廃棄物が出てきたということで連絡があつて、私も見に行きました。確かにタイヤとか建築廃材みたいなとかがありました。

幸いなことに、この企業さんが全て処分しますと、片づけますということなので、本当に頭が下がるというか、本当にありがとうございますという話だと思ひんです。ただ、いわくつきというか、過去にもあつたところでまたそういうところがあつたということは、やっぱり一番ここの行政としてきちつと取り締まるなりしなければいけないところだと思ひんです。

町長もこの話は聞いていると思ひます。地域の方が町長のところにいろいろ行くという話はしてましたので。この話を聞いて、町長どう思ひますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 非常に、これはもうなんていうか残念な話なんですけど、この土地が転

売転売されて太陽光を設置する業者のところに、一応、奈古の自治会長と一緒に来て、町は何とかならんかという話で来ました。

しかし、産廃関係は、もうこれは、町は監視はやってるけれども、いろんな案件を片づけるのは県の仕事ですよというふうなことで環境事務所ですか、県の、そこと担当に連絡をとらせて、どうするかということでしておりますが、町に撤去費を出してくれんかという要望もございまして、それはちょっと無理ですと、そうすれば町がごみ捨ての山の状態になるんで、それは無理ですという話もしたことがある。

あと、一応これの産廃の関係は県の仕事で、一般廃棄物は町の仕事という、こういう分担があるんで、県のほうにいろんな対応をしてもらうならば県のほうでということで、県も紹介したことがございます。

そして、その後、何で一般廃棄物は町で産廃は県かといういろんな話も電話があったと、担当に。これは、一般廃棄物法、産業廃棄物法の中でそういう位置づけがされておると説明を担当したということで、それ以後、何も業者は言ってこないの、多分自分たちでどけるという判断をしているようですけど、町に補助をくれという少し話がありましたけど、それは無理だということでお断りをしてきたところでございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） それはできないでしょうね、当然。それをしたら、全てのものを町がしなければいけないという形になります。

ただ、せっかく業者が片づけてくれるということであれば、やっぱそこは本当に、何かあればいいなという気はするんですけども、そこはやはり行政としてきちっと法の中でしか判断できないということです。

ただ、これ、よう考えたら、そうすると、捨てたもんがちみたいな、ような話になるような気がしてならないですね。で、農地とか山とかを開発する場合は、必ず許可がいきます、何か開発するには。でも、許可を得てしまうと、特に1万平米以内だったですか、県にも何もいらぬやないですか。届出しても、監視ができなかったら、今回みたいに、せっかく太陽光の業者が来てくれてるけども。そういうのが発覚して警察のほうも来て協議をしたという話を聞きましたら、警察は、もうこのまま事業すると逮捕しますよみたいな話やったみたいです。ですから、業者さんも片づけましようっていう話になったんですけど、ここをもう少し町として監視体制を考えないと、特に山系です。いろんな話があります。いろんなところに捨ててるんだろうみたいな話もあるんですけども、勝手に入ることもできないし。ですから、そこをもう少し、監視体制を、今回のこの事例をきっかけにして、町のほうとしても考えるべき、やれるべきことはやってほしいなと思うんですが、ちょっと担当課、何か案があれば、まず担当課のほうからお願いします。

○議長（田村 兼光君） 長部環境課長。

○環境課長（長部 仁志君） 環境課、長部です。今現在におきましては、福岡県におきまして、土砂とか土地を埋め立て、盛り土とか堆積を行うものは、土地の面積が3,000平米を超える場合は、県の許可が必要とあり、3,000未満については、制限条例がありません。その以下の分についてどうするかちゅうことで、築上町においては、同様の制限条例ということで、対象面積を500平米以上3,000平米以下と平成19年10月に制定しています。

この問題につきましては、個人がすることであって、それをどうするかちゅうことなんですけど、通達とか情報提供とかがあった場合は確認には行けるとは思いますけど、それ以外の場合は、今の段階ではちょっと困難な状況であります。

今後、どのような対応をするかということなんですけど、自治会とかを初めとして、地域の住民とか森林組合の方々に情報提供の協力を依頼するなどして、あと、その他関係機関とかと連携を図って、抑止をするところにしか、今のところはないのではなかろうかと考えています。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） それと、広域林道だけ、農道か、監視カメラを今つけております。そうしたらそれ以降、それらしきものを積んだ車の通行はないということで、ちょうどたまたま今問題になった土地のすぐ近くにあるんで、逆に町のほうに接触のあった業者が、ここのためにつくったんなら町が責任をとってくれという話をしたんだけど、それは違うと。そこのためにつくったんじゃない、道路を通行する車を判別するために、いろんな廃棄物、一般廃棄物、産業廃棄物、全ての廃棄物を積んで、捨てた車を判別するためにつけておるという形で説明しております。

それから、課長が説明したのは、ちょうど東京から土砂を持ってくるという、ここで議決してもらいましたよね、条例を。土砂も全て埋め土はよそからは持ってこらせんと。持ってくる場合は許可がいるというふうなことの条例をつくっている。これが、もう菌どめだけになつとるんやないかなと思います。

そういうことで、よそからの土砂の搬入は、今のところないということになっております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 過去にもそういうことがあって、そういうふうな条例を制定をしたにもかかわらず、こういうことがあったということは現実なんです。

警察のほうの見解も、平成23年のときの写真を見せてもらったら、本当にきれいに現況復帰をしてました。それから5年たつとるわけですね。

何か、産業廃棄物の法律の中に、5年たってしまうと、捨てた事実とか棄損、そういうものが確認できればそれなりの対応ができるがっていう話だったみたいなんです。ちょうど5年以上た

ってしまっている、ですから今みたいな条例をつくっても、なかなかこういうことがおさまらない。

先ほどちょっと言ったように、山の管理っていうのが今、なかなか持ち主が高齢化をしたりとかいうようなことでどうかしてくれという話が多いと思うんですね。私のところにも、親戚の人が、家と山をどうかしてくれって言うけど、僕らは仕切れもせんし、お断りしたら、どっかの住宅メーカーの人が管理するような話になったみたいですから。やっぱそういう話をしたときに、町のほうとしても、その山をきちっと管理を個人でするのは当然なんでしょうけどできない。変な業者さんとか人に転売をされたりして、こういうことが起こるっていうのは十分可能性があると思うんで、そのあたりの監視というか、注意をしっかりしていただかないと、捨てたもんがちみみたいなこともまた起こるような気がしますので、そのあたりを強く要望しておきます。

3番目の質問にいきます。

嘱託職員等の活用という件で、本当はもっと行政改革みたいな形でいきたかったんですが、今回は嘱託職員の活用の方法はどうだろうかという、そんな観点と防犯、防災についてということで質問を上げております。

昨今、行橋市を震源地とした地震、非常に怖い思いをしている方もいるみたいですし、これにも上げているように、ことしの1月ですか、大雪が降って断水をして、自衛隊の給水車がうちの町の駐車場にも、役場の駐車場にも来てしたという事実があります。

もう少し、役場の嘱託職員さんをうまく活用したらどうかなという思いです。

最初に、総務課長だと思うんですが、今現在、嘱託職員、臨時職員というのは、うちの町に何人いるんでしょうか、お願いします。

○議長（田村 兼光君） 八野総務課長。

○総務課長（八野 繁博君） 総務課の八野でございます。今現在、嘱託職員が126名、臨時職員が53名、計179名、町に雇用しております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） ちょっと数字にびっくりして、合計179名。職員が200名ちょっとですか、嘱託、臨時職員が179名、約180名。

何年前やったですか、吉留総務課長がそこにおられるときに聞いたときは、97名か98名だった記憶があるんですね。そんなに、5年も10年も前の話じゃないです。

ここ数年で、約倍ぐらいに嘱託職員と臨時職員がふえてるわけです。これもいかなんかなとは思いますが。

一つ提案です、町長。365日、本当に忙しいんだろうかってことです。

例えば、人事とかが少し縮小して、もっと忙しい課に配置をしていくとか。今、町長の話だと、各課が忙しいから、臨時職員とか嘱託職員を入れてくれというような話の中で、こういう人数になってると思うんです、想像するに。そうではなくて、その課でも忙しいのは数カ月とかっていうことであれば、人事が、例えば70人なら70人を抱えて、それを忙しいところに配置をしていくとかいうような形にしたほうが、効率的だし、よくいう無駄じゃないんじゃないかなって感じがします。いかがですか、町長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ふえた要因も若干、職種、仕事がふえたというのがございます。

例えば、包括支援センターの職員がほぼ全部嘱託でございまして、それから今度やっぱり、中学校、保育園建設の中で、1級建築士を雇ったりとかいう形、そういうとにかく専門的な形のものが大分おるんですね。それから保育士、これも嘱託が多くなってきておるんです。職員が減った分、嘱託になってきてる。これも少し改善をしたいと思うんですけど、本来なら保育士、正規職員と嘱託、そんなに差がないと、仕事量においても。ここんところ若干変えたいなと思ってるけど、なかなかやっぱり国及び他の地方公共団体等との均衡等々あって、なかなかそうはいかないということで、非常に専門職的な嘱託がふえてきておるちゅうのが現実でございまして、今、工藤議員が指摘するように、総務のほうで把握しちよって忙しいという、これも若干はありますが、これも短期の臨時職員で雇いながらそれはやっておるというのが現状であります。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） それにしても、やっぱふえ過ぎかなっていう、数字を見るだけです。本当にどんな仕事をしてるんだろうとか。

例えば、課長さんがかわると、あれ誰ってというような声は聞きますよ。いつ入ったみたいな話は聞きます。私もそうです。証明書つけてますから職員なんだなっていうのはわかりますけども、普通の職員でも、一般職員でも初めて見るような方もいます。

ですから、そこをもう少しうまくできるんじゃないかなと。やはり、一番の行政改革と言われる中で、この辺あたりが一番手がつけづらいかもしれないけど、確実に効果が出る、職員をそこにうまく使うことで。

そんな観点から、さっきはちょっと話がそれましたが、うちには築城航空自衛隊があります。今回なんでかって言うたら、航空自衛隊の隊員さんは、やっぱ防犯、防災のプロだと思っっています。やはり国の有事のときには出て行くし、地方のいろんな問題に関しては、出て、国民のために命を張るというような位置づけになっております。

ですから、54歳、55歳で退官すると思うんです。その人たちを防犯係とか防犯課みたいな

課をつくれちゃったり、係をつくって、そういうものに対応できるべくすれば、その職員は大分削れるのかなと、カットできるのかなと。やっぱ働くというか、動いてくれると思うんですね。

それと、以前も町長に言ったように、築城の自衛隊のOBさんの安住の地は行橋が多いそうです。築上町にほとんどの施設があるのに、築上町には住んでもらえない。行橋が多いっていう話を聞きました。

ですから、自衛隊さんOBの枠をきちっとつくるならつくって、そういうものに対応するのも対応して、そういう防犯、防災に関してのノウハウを職員とかに植えつけていただければ、交渉次第ではですけど、住んでいただけるきっかけになるのかなと思います。いかがですか、町長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 自衛隊OBを雇う場合もあるし、以前、私のドライバーで自衛隊OB、今は消防署OBということで、そういう一つの考え方もあるんで、何かのときには指導していただくということがございます。

そういうことで、今、囑託でそういう関係者も何人かいますけど、全てを自衛隊職員を雇ううちゅうわけにはいかんし、非常に難しいですね、ここんところ。だから、自衛隊さんの後のタイミングの職というのを役場が引き受けるというポストをつくれれば、それはそれで。

しかし、それに外れた人は、またよそに行くという形になりましょうし、そこんところ非常に、築上町に住んでおるという限定ができないんですね、今の雇用上は。だから、そこんところが非常に難しい判断なんで。あとは、まちづくりで自衛隊がこっちに住んでもらうような、一つまちづくりをやっていかないかんのかなと、このように考えておるところでございます。この人に来てほしいという方がおれば、当然来てもらいます。いろんな技術を持って、自衛隊さんで、町のほうの仕事にも非常に精通しておるといような方がおれば、当然来てもらいますけれども、防災目的に自衛隊を雇用という形には、ちょっと今のところまだ考えておりません。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） いきなり、町長、退官をする方に住んでくれって、それは無理です。ですから、準備段階というのがきちっとあって、築上町のそういう雇用の面で、退官する自衛官を、例えば3人とか4人とか枠をつくれれば、恐らくその方たちっていうのは、安住の地を建てようと思ったときに、そういう流れができれば、うちを大きな選択肢の一つとして、選択してくれるのではないかなという、そういう考え方です。

今の町長の運転手さんも、消防のOBですか、その方もやはり、いわゆる防災とか、防犯に関しては何十年もやってきたプロで、運転手さんだけっていうのは本当に考えたらもったいない気はしていました。ですから、「等」って書いたのは、自衛官に限らず、消防署のOBとか、いろ

いる地域でやってきた方、そういうのに精通している方をそういうところで雇って専門に、専門ってというのは難しいかもしれない、専門的にやってもらったら地震とか、先ほど言った大雪で断水をしたとかいうようなときでも、率先してやっていただけるんじゃないかなという観点で質問させてもらいました。

ぜひ、検討していただくことと、また次にもしますけど、余りにも囑託、臨時職員が多いというのは感想ですので、ここはもう少しスリム化にする。合併もしたわけですから、国からの制度が変わったからとか、何が何だから人をふやす、ふやすって考え方じゃなくて、もっともっと職員をきちっと指導してやれるような体制も必要だと思いますので、検討してください。

以上で、この質問を終わります。

最後に、いじめ・不登校についてということで、質問を上げております。

昨年3月に、この質問を当時の進教育長にぶつけたところ、生徒、児童の27名という回答があったように記憶しております。本当に、このいじめの問題とかが不登校になり、今回も、これ言っていないかどうか本当に迷って、この質問をするのも迷ったんですけども、中学生が痛ましい事故が起きてしまった。その当時から、その子は不登校だったんですね。現実、その不登校児に対して、原因をどういうふうに学校として、また教育委員会として把握をしているのか。で、その子に対してどういうケアを、その子というか不登校児ですか、今現在ですね、対してケアをして把握しているのか。27人という人数でしたが、その後、人数というか不登校児は減っているのか、その辺もあわせてお願いします。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） お答えします。27名というこの不登校並びに不登校気味の生徒がいるということは事実でございました。

不登校及び不登校傾向の子供というのは、数字的には、1年間に30日以上欠席があった子を指します。年間、10カ月少々ございますので、休みを除きまして、したがって、1カ月に3回、平均的に休めば不登校の子供であると捉えるようになっております。

昨年度、27名の子供たち、いろんな実是要因がございまして、資料として残っておるわけですが、学校と、それから家庭と、それから本人、その子本人に起因すると、3つにやっぱり分けることができるかもしれません。

学校の場合は、一番多いのは友人関係です。友達との関係。いわゆる集団の中でなかなかおれないと言うたらあれですけど、おりづらい、いわゆるコミュニケーションの問題がございまして。それから、学業に対する勉強、じっと机に着いて勉強するという、そのこともありますし、中学生になりますと、進路のことが悩みになるということもございまして。

それから、家庭の場合は、やっぱり家庭の生活状況ですね。親子関係、あるいは、場合によっ

ては親子の不和などもございますけども。生活です。生活リズムが非常に壊れている。朝昼が逆転しているとかです。例えば、ゲームなども一つの例のように聞いていますが、そういう場合もありましょう。

それから、本人自身にかかわるということになりますと、一つはやっぱり健康です。病気の場合もちろんございますし。なかなか理解しにくいと思うんですけど、無気力というのが実はかなりございまして、原因がはっきりしないという。どうも無気力という言葉が一つあって、これはあんまり私は好きじゃありませんけど、そういう実は捉え方がございます。

それに対して学校は、まずは、その今の生活環境の中で、家庭がやっぱり大きなウエートがございまして、学校が不登校あるいは不登校気味になった時点で、学校の職員がすぐに家庭訪問をするというようになっていきます。家庭と連絡をとりながら、登校できるような手だてをすることになります。いろんな手だてがあると思いますけれども、担任を中心として、学校の職員がまず当たるといいます。家庭環境等を考えながらやっていっております。早いうちに手を打つのが原則でございますので。

それから、学校職員だけでは難しい面もございまして、御承知のようにスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーを活用しているというのが現実でございます。

あるいは、場合によっては児童相談センターに相談をしたり、場合によっては医療機関等、心療内科等、そういうところにも御協力いただきながら対応していくというふうにしております。

それも、学校、我々委員会とタイアップしてやっております。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 教育長、昨年3月よりも不登校児はふえてるんですか、減ったんですか、そこだけ。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） その点は、お答えがちょっと漏れておりました。

昨年は27名で、現在11月末で24名です。

したがって、ほぼ横ばいといいますか、なかなか改善されません。もっともっと力を強力に進めていく必要があるというように思っているところでございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 以前も質問した「あおぞら教室」、それから学校に行けなくて、町外じゃない施設というか、そういうフリースクールの行っている子供もおるようです。

現実、今24名っていう数字を聞いて、不登校児で悩んでいる母親と話したら、その母親が言っていたのは、24名もいるのと。何でかって言ったら、あおぞら教室には四、五人でしょうと。で、その子は田川の県立大学がやっているフリースクールにもう一人の子と一緒にいる

らしいんです。

ということは、この24名の中で、努力をして学校に復活したいと、復帰したいとかっていうと、やっぱり出てる子ってのは10人もいないような感じなんです。ってことは、想像するのに、家に閉じこもってわけですよ。ですから、ここに対して学校が、もっともっと積極的にしてほしいなと思うんです。今回のこういう痛ましい事故があって、その親とも少し話をする機会があったので、あえては今そんなに言えませんが、やはり、その言ってた言葉が、こういうことが絶対起きてほしくないってことを父親が言ってました。ですから、ここはやはり学校として、教育委員会として、本当に、よその町の出来事だと思っていたのが、うちの町にもこういうような痛ましい感じになってしまったので、そこはもう少し学校の先生、また学校長含めてもっともっと積極的に、どれがいいのかちょっと私もわかりませんが、やっていただきたい。

担任によって、大分違うみたいですよ。その子も、小学校5年ぐらいから不登校になってるのかなあ。4年生のときは、先生は本当によくて、家に来てもらって話をしてました。5年になって担任が変わったら、家には1回も来てくれない。という話で、どんどん引きこもって、少しずつそういう施設に通えるようになったって話を母親がしてましたよ。

ですから、もっともっと今の24名は本当に家に閉じこもって悩んでいるのであれば、子供もそうやし、親に対してもっともっと学校とか教育委員会ができること、いろいろあると思うんで、そこをやっていかないと、なかなかこの問題ってのは落ちつかないというか、ような形になると思います。

ですから、もっともっと教育長、こういうことがあったら、私の考えですけど、もっともっと事実を認めること、公表すること、いろんなテレビとかでもありますけど、そういうことで、やっぱりいじめをなくそう、まず、いじめに関してはですね、そういうようなことってのが必要かなと思うし、隠れ不登校児なんか聞くと、保健室はいっぱいだという話も聞きます。そういう子たちは不登校児になってないです。でも、授業は受けてないみたいですよ。ような話も聞くと、この24名という定義から外れてる子供でも、十分不登校というように子ってのがたくさんいるような気がしますので、そのあたりは、教育長、もう一度、学校側と校長先生とそれを持つてる担任の先生、もっともっとしていただかないと、こういうことがまた起きてしまうというような話になりますので、もう一度、最後に、教育長に本当の決意をお聞かせください。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 子供の生活指導面には3つの大きな課題がございます。一つが暴力、それからいじめ、そして今御指摘の不登校の、これが3大です。生活指導上の問題というように言われております。その中で、暴力といじめは、ここ二、三年、少しずつ減ってきておりますが、不登校は、非常に右肩上がりです。これは、全国的、県もそうですし、京築全体も

そういう数値が出ております。ただ、築上町は横、平行的なことなんですけれども、今後、各学校が、今まで家庭訪問等定期的に努力はしております。それは、私自身も報告は受けてますし、知っておりますけれども、何とかその子供と保護者と、そしていろんな協力を得ながら、外部機関等も協力を得ながら、何とか学校のほうに出てくるように、来れるように、今後精いっぱい努力をいたしたいと思っております。

保健室登校というのが今ございましたが、保健室にはあんまり、できるだけ保健室じゃなくて別室という形で町ではやっております。体の具合の悪くなった子が保健室に行きづらい傾向が出てはいけませんので、別の部屋という形で登校してる子供もおります。

とにかく、不登校は大きな課題でございますので、この解消に向けて頑張ってもらいたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） こういう質問は、本当にしたくはなかったんですが、一度きちっと教育長に言っとかないと、学校としてもそうでしょうし、もっと気合いを入れて、気合いを入れるっていう言い方が適当かどうか、もっと真剣に、今でも真剣にしてるだろうとは思いますが、もっとやっぱりきちっと向かい合って、こういう問題に対して対処していただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

以上、終わります。

○議長（田村 兼光君） これで、本定例会での一般質問を全て終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。これで散会します。

午後 3 時 56 分散会
